

平成26年度

創業・ベンチャー支援 雇用・人材支援 総合ガイドブック

起 業 のとき!

新事業展開 のとき!

新たな雇い入れのとき!

従業員育成 のとき!

～ 3機関の各種支援制度をまとめてご紹介 ～

設備投資 のとき!

技術開発 のとき!

労働環境改善のとき!

雇用を守る とき!

北海道経済産業局
北海道労働局
北海道

目 次

クイック・インデックス (利用目的別の目次)

| | |
|---------------------|---|
| ◆ 起業するとき | 起 |
| ◆ 新たな事業に取り組むとき | 新 |
| ◆ 新たな技術開発に取り組むとき | 技 |
| ◆ 工場や機械などの設備投資をするとき | 設 |
| ◆ 新たな雇入れをするとき | 雇 |
| ◆ 若年者を雇用するとき | 若 |
| ◆ 高齢者を雇用するとき | 高 |
| ◆ 障がい者を雇用するとき | 障 |
| ◆ 従業員を育成するとき | 育 |
| ◆ 労働環境を改善するとき | 環 |
| ◆ 雇用を守るために | 守 |

相談・情報提供 (1~21)

ページ

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1. (公財)北海道中小企業総合支援センター | : 起 新 技 | 1 |
| <p>(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、専門スタッフが創業から事業化、経営革新に至るまで、企業が抱えるあらゆる経営課題に応えるためのワンストップサービスを行います。</p> | | |
| 2. 北海道ビジネスサポート・ハローワーク | : 起 雇 若 高 育 環 守 | 2 |
| <p>雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)及び北海道労働局職業安定部職業対策課分室において取扱う助成金の相談、申請受付を行います。</p> | | |
| 3. (独)中小企業基盤整備機構北海道本部 | : 起 新 | 3 |
| <p>起業予定や創業間もない中小企業、経営革新・第二創業・新事業開拓を目指す中小企業・ベンチャー企業の皆様からのご相談に対し、多様な支援を用意しています。</p> | | |
| 4. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 | : 起 新 | 3 |
| <p>中小企業・小規模事業者の高度な経営課題等の相談に対応するため、1社あたり年間3階までの無料の専門家派遣を実施します。</p> | | |
| 5. ベンチャー企業投資促進税制(エンジェル税制) | : 起 新 | 4 |
| <p>ベンチャー企業投資促進税制(エンジェル税制)の利用などの相談について受け付けます。</p> | | |
| 6. 北海道食の磨き上げ職人アドバイス事業 | : 起 新 | 5 |
| <p>道内で活躍するパイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として委嘱し、道産食品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ります。</p> | | |
| 7. マーケティングアドバイザー事業 | : 起 新 | 6 |
| <p>「北海道どさんこプラザ」(有楽町店、池袋店、相模原店、名古屋店、札幌店)にかかる事業の一環として、首都圏、中京圏及び札幌市にマーケティングアドバイザーを配置し、道内の中小企業等からの商品開発・マーケティング活動に関する相談に対して助言等を行います。</p> | | |
| 8. 北海道建設業サポートセンター専門相談 | : 新 育 | 7 |
| <p>厳しい経営環境にある本道建設業を支援するため、毎週水曜日、経営の専門家である中小企業診断士、公認会計士を配置し、本業強化や経営多角化など経営に関する相談に応じます。</p> | | |
| 9. 道立地域食品加工技術センター | : 技 育 | 7 |

食品製造を行う企業等に対し、加工技術の指導や技術講習会を開催するとともに、企業のニーズに応じた加工技術の開発を行い、加工技術の高度化、人材育成、新製品開発等を支援します。

10. ものづくり人材確保事業 : 雇 8

首都圏をはじめとする道外在住の高度技術者等の人材確保のため、道内企業の求人希望登録を行っています。

11. ジョブカフェ北海道（「みらいっぽ」） : 若 9

概ね44歳以下の方を対象に、カウンセリングやセミナーなどの就職支援サービスをワンストップで提供しています。

平成25年2月から、ジョブカフェ北海道とヤングハローワーク札幌では、両施設の総称を「みらいっぽ」として、若年者に対する就職支援を一体的に実施しています。

12. (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道高齢・障害者雇用支援センター : 高障 10

高齢者等及び障害者等の雇用に関する相談・援助、給付金・助成金の支給申請の受付、障害者雇用納付金等の申告・申請の受付、障害者雇用に関する啓発等の業務を実施しています。

13. (財) 介護労働安定センター北海道支部 : 育環 11

介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上に関する総合的な支援を行います。

14. 産業人材育成研修情報提供事業 : 育 11

道内の各機関が実施している産業人材育成を目的とした研修・セミナー情報を収集し、ポータルサイトにおいて提供しています。

15. 両立支援促進・就業環境改善アドバイザー派遣事業 : 環 12

仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備及び非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出等、雇用管理の改善に関することなど、職場のさまざまな事柄の助言をするために社会保険労務士等をアドバイザーとして派遣します。

16. 中小企業再生支援協議会事業 : 守 13

中小企業再生支援協議会は、地域の中小企業の事業再生に向けた取組を支援する公的機関です。

17. 事業引継ぎ支援事業 : 守 13

事業引継ぎ支援センターは、事業存続に悩む中小企業等の経営資源を他の意欲ある中小企業等に引き継ぐため、M&A支援に経験豊かな専門家が親身に対応し、無料でアドバイスをを行っています。

18. 経営改善計画策定支援事業 : 守 14

北海道中小企業再生支援協議会に設置した北海道経営改善支援センターでは、外部専門家の支援を受けた経営の立て直しを支援します。

19. 地域中小企業経営改善サポート事業 : 守 14

電気料金の値上げや消費税の増税等により、経営の悪化した中小企業や将来的な不安を抱える中小企業に対し、経営改善や事業再生に向けた支援を行うため、全道7地域において、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家が、相談や経営指導等を行います。

20. 「地域のものづくり力」のアップ「参画・協力企業」への支援 : 起新技設雇育環守 . 15

「本道のものづくり産業振興の新たな展開方向」に賛同し、「地域のものづくり力のアップ」に積極的に挑戦する企業（製造業）の取組を支援します。

21. 北海道どさんこプラザテスト販売制度 : 新 16

「北海道どさんこプラザ」（有楽町店、名古屋店、札幌店）で新商品を3ヵ月間、販売することができます。売上げが好調な商品はさらに3ヵ月間販売を延長し、販売期間終了後には販売期間中の評判、評価等のアドバイスをを行います。

研修・セミナー（1～10）

ページ

1. 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の技術支援等 : 技 育 17

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 ものづくり支援センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けて技術相談などを行うとともに、新製品・新技術の開発などを共同研究や依頼試験分析などにより支援しています。

2. 道立工業技術センター・道立地域食品加工技術センターの技術支援等 : 技 育 18

道立工業技術センター、道立オホーツク圏地域食品加工技術センター及び道立十勝圏食品加工技術センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けて技術相談などを行うとともに、新製品・新技術の開発などを共同研究や依頼試験分析などにより支援しています。

3. 品質管理技術強化支援事業 : 育 19

発注側企業から求められる品質を維持した安定的・効果的な生産に必要な地場企業等の品質管理技術の向上を図るため、先進企業の協力を得て、「品質管理」に関する実践的なゼミナール等を開催します。

4. 生産管理技術強化支援事業 : 育 20

コスト改善や納期短縮等に必要な生産管理技術の強化を図るため、生産管理自己診断システムの普及促進を図るとともに、個別指導等を実施する。

5. 能力開発セミナー（在職者訓練） : 育 21

在職者の職業能力の向上を図るため、道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校が各地に訓練担当者を派遣し、能力開発セミナーを実施します。

6. 自動車関連産業人材育成事業 : 育 22

自動車関連産業への地場企業の参入促進・取引拡大を図るため、産業支援機関等の有する設備や人材を有効活用し、現場技術者向けの研修の実施により、質の高い地場技術者の育成をお手伝いします。

7. 中小企業大学校旭川校の研修制度 : 育 23

（独）中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校旭川校では、道内の中小企業の活力ある人材を育成するため、中小企業の経営者・経営幹部、管理者、後継者等を対象に、道内中小企業の課題や地域ニーズを踏まえた「自社課題解決型」を中心とした研修を行っています。

8. 電源地域振興センターの人材育成事業、産品相談・商談会 : 育 24

電源地域を対象に、地域を担う人材の育成や産品相談・商談会などを通じて、人づくり、ものづくりの面から地域活性化のお手伝いをします。

9. 創業者フォローアップ支援強化事業 : 起 25

新規創業者の早期廃業の抑止や経営の安定化を図るため、専門家による継続的な経営診断・経営指導を実施するとともに、創業者同士の交流会を実施します。

10. 問題解決手法研修会 : 育 26

地場企業のQCD（品質・価格・納期）対応力強化を目的に、従業員の能力向上に効果的であるQCサークル活動の導入・定着を図るため、QCサークル北海道支部と共催で研修会を開催します。

補助金（1～23） ページ

1. 北海道中小企業応援ファンド事業（加速的創業促進支援事業） : 起 27

道内に主たる事業所を設けて、新たに事業を起こそうとする方による新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。

2. 北海道中小企業応援ファンド事業（地域資源活用型新産業創出支援事業） : 新 27

地域資源を活用した競争力ある商品づくりやブランド化など事業化実現に向けた取組を支援します。

3. 北海道中小企業応援ファンド事業（産業クラスター形成促進事業） : 新 技 28

地域における優位性のある産業を核に、関連企業や研究機関の協働による産学官や産業間の連携を図りながら、地域の強みや特色を活かした産業おこしの取組を支援します。

4. 地域若年者雇用奨励事業 : 起 新 若 29

道内（札幌市を除く）で行う新規開業・新事業展開に伴い、若年者（39歳以下）を2名以上正規雇用した場合に、雇用奨励金と事業費補助金を交付します。

5. 北海道農商工連携ファンド事業 : 新 29

地域の強みや特色を活かした農林漁業者と中小企業者等との連携による新商品・新サービスの開発などの事業化実現に向けた取組を支援します。

6. 中小企業の競争力の強化を図るための助成措置（北海道産業振興条例） : 新 技 育 30

中小企業の競争力を強化するため、マーケティングや製品開発、人材育成、研究開発等の取組に対し助成します。

7. リサイクル産業創出事業費補助金 : **新** 31

中小企業等が行う産業廃棄物を利用したリサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査に対する支援を実施します。

8. 新連携支援事業 : **新** 31

異分野の複数の中小企業が連携し、単独ではできなかった新商品・新サービスの開発・販売を行う取組（新連携）を支援します。

9. 道産エネルギー技術開発支援事業 : **新 技** 32

本道のエネルギー資源や道内技術シーズを活かし、道内大学や公設試験研究機関などと共同で行うエネルギー関連技術の研究開発事業を支援します。

10. 道産エネルギー製品開発支援事業 : **新** 32

本道の気候条件や、自然エネルギー資源、技術シーズを活用し、低炭素社会の実現に資する製品開発に係る実証実験、市場調査を支援します。

11. 環境・エネルギープロジェクト形成促進事業 : **新 技** 33

道内の事業者が開発した積雪寒冷地特有の製品や技術を核として、複数の事業者が連携して、それぞれの製品や技術を要素として組み合わせて行う新しい製品・システムの開発事業を支援します。

12. 地域産業資源活用支援事業 : **新** 33

各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を支援します。

13. 農商工等連携対策支援事業 : **新** 34

農林漁業者と中小企業者が共同で行う新商品・新役務の開発等に係る事業や、一定の要件を満たす一般社団法人、一般財団法人又はNP0法人が農商工等連携事業に取り組む事業者等に対して行うセミナー・研修等を支援します。

14. 戦略的基盤技術高度化支援事業 : **技** 34

中小企業のものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等 1 1 分野）の高度化に資する研究開発から試作段階までの取組を支援します。

15. 企業立地を促進するための助成措置（北海道産業振興条例） : **設** 35

16. 企業誘致強化人材育成事業費補助金 : **育** 36

自動車関連企業をはじめとしたものづくり産業の企業立地を促進するため、立地起業が地元就職者に独自に実施する人材育成事業に対し、費用の一部を助成します。

17. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F補助金） : **新 設 雇** 37

原子力立地地域において、雇用増加を生む企業に一定期間にわたり、電気料金の実質的割引措置になる補助金を交付します。

18. 空知・釧路産炭地域総合発展基金の助成措置 : **起 新 技 設 雇 育** 38

空知産炭地域 5 市 1 町及び釧路産炭地域 1 市 4 町を対象地域として、新産業創造等に資する事業に対する取組に対し、市町を通じて空知・釧路産炭地域総合発展基金を活用して助成します。

19. 建設業経営基盤強化等補助金 : **新 技 育** 39

道内の中小建設業者等が行う新分野への進出や企業間連携による建設市場での新たな事業の展開のほか、建設業等からの離職者が行う新分野への進出に要する経費の一部を補助し、新分野進出・新事業展開を支援します。

20. 中小企業・小規模事業者人材対策事業 : **雇 若** 40

新卒者や育児等で一度退職し、再就職を希望する女性等が、中小企業・小規模事業者の生産現場等で現場実習を行う際の技能習得支援に係る費用を助成する事業です。

21. 戦略産業雇用創造プロジェクトの助成制度 : **設 雇** 41

設備投資等に伴い新たに雇用する場合、メリットが大きい特別な助成として、利子補給や国の「雇用開発奨励金」の特例支給（上乘せ支給）を受けることができます。

22. 戦略的省エネ促進事業 : **技** 42

先進的な省エネ技術等の導入可能性調査及び省エネ技術の普及啓発活動を支援します。

23. 食のリサイクルトップランナー育成事業 : **新** 42

道内の食に関連する産業廃棄物を利用して、リサイクル製品を製造する事業者が当該製品を用いて地域ブランドを構築する取組を支援します。

給付金(1~25)

ページ

1. 地域雇用開発奨励金 : **起新設雇** 43

同意雇用開発促進地域及び過疎等雇用改善地域において、事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を雇い入れた場合に、一定額を助成します。

2. 通年雇用奨励金 : **雇** 43

季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成します。

3. トライアル雇用奨励金 : **雇若高** 44

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を短期間(原則3か月間) 試行的に雇用(トライアル雇用)する場合に、一定額を助成します。

4. 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金) : **雇高障** 44

高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します。

5. 特定求職者雇用開発助成金(高齢者雇用開発特別奨励金) : **雇高** 45

65歳以上の離職者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、週20時間以上の労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します。

6. 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金) : **雇** 45

東日本大震災による被災離職者または被災地域の居住者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します。

7. 高齢者雇用安定助成金(高齢者活用促進コース) : **高** 46

高齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施した事業主に対し、助成金を支給します。

8. 高齢者雇用安定助成金(高齢者労働移動支援コース) : **高** 47

高齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者等の紹介により、失業を経ること無く雇い入れる事業主に対し、助成金を支給します。

9. 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 : **障** 48

常用労働者数が300人以下の事業主が、障害者を多数雇用するための施設を設置整備する際の設置費用の助成を行います。

10. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 : **雇障** 48

発達障害者及び難治性疾患患者を継続して雇用する労働者として新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を報告する事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します。

11. 精神障害者等雇用安定奨励金 : **障** 49

精神障害者の雇用を促進し職場定着を図るため、精神障害者の雇入れや退職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して一定額を支給します。

12. 障害者トライアル雇用奨励金・障害者短時間トライアル雇用奨励金 : **雇障** 49

障害者雇用の経験が乏しく障害者の雇入れに躊躇している事業主が、就職が困難な求職者を短期間(原則3か月間) 試行的に雇用(トライアル雇用)する場合に、一定額を助成します。

13. 重度知的・精神障害者職場支援奨励金 : **障** 50

重度知的障害者又は精神障害者の雇用を促進し職場定着を図るため、対象労働者をハローワーク等の紹介により雇入れ、職場支援員の配置を行う事業主に対して助成します。

14. 障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金) : **雇障** 50

過去3年間に障害者を雇用したことがない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56~300人規模)が初めて身体障害

者、知的障害者及び精神障害者を雇用した場合に、一定額を支給します。

15. キャリアアップ助成金：若育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、一定の取組を実施した事業主に対して助成金を支給します。

16. キャリア形成促進助成金：育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

年間職業能力開発計画を作成し、これに基づいた職業訓練を実施した場合に、訓練に要した経費や訓練実施期間中の賃金の一部などを助成します。

17. 両立支援助成金（事業所内保育施設設置・運営等助成金）：環・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

労働者のために事業所内保育施設の設置・運営、増築又は保育遊具等の購入を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

18. 両立支援助成金（子育て期短時間勤務支援助成金）：環・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

事業主等が小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、利用者がした場合に一定額を助成します。

19. 両立支援助成金（中小企業両立支援助成金）：環・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

働き続けながら子の養育または家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等に対して、助成金を支給します。

20. 中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース）：環・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

健康、環境、農林漁業分野等の重点分野等の中小企業事業主が、雇用管理責任者を選任し、新たに雇用管理制度の導入等を行い、実際に適用した場合、また、介護福祉機器を導入・運用し、導入効果の把握を行った場合に助成します。

21. 中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）：環・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

健康、環境、農林漁業分野等の重点分野等の事業を営む中小企業を構成員に含む事業協同組合等が、参加の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成します。

22. 雇用調整助成金：守・・ 57

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を休業、教育訓練又は出向させた場合、その手当若しくは賃金等の一部を助成します。

23. 建設労働者確保育成助成金：育環・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

中小建設事業主や中小建設事業主団体が、建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための取組を行った場合に、一定額を助成します。

24. 両立支援等助成金：環・・ 59

ポジティブ・アクション（女性の活躍促進）の取組として、「女性の管理職登用等」に関し、数値目標を定めて宣言（女性の活躍宣言コーナー等）を行い、必要な研修を実施し、期限内に数値目標を達成した事業主に助成します。

25. 労働移動支援助成金：守・・ 59

事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者等の再就職を実現するための支援等を行った事業主及び支援対象となる労働者を雇入れ、訓練を行った事業主に対して助成します。

融 資 制 度 (1~3)

ページ

1. 中小企業総合振興資金：起新技設雇守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

創業や事業拡張、または新たな事業分野への進出等により経営基盤の強化を図る場合に必要の事業資金の融資を行います。

2. 地域活性化ワイド資金：新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

幅広い事業者の方々の経済活動を支援するため、事業資金の融資を行います。

3. 設備資金貸付、設備貸与：設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を図ろうとする場合に、(公財)北海道中小企業総合支援センターが設備資金の貸し付け並びに設備導入を図ろうとする中小企業者に代わって設備を購入し、割賦販売又はリースします。

クイック・インデックス (利用目的別の目次)

◆ 起業するときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|---------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 1. (公財)北海道中小企業総合支援センター | | 1 |
| 2. 北海道ビジネスサポート・ハローワーク | | 2 |
| 3. (独)中小企業基盤整備機構北海道本部 | | 3 |
| 4. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 | | 3 |
| 5. ベンチャー企業投資促進税制(エンジェル税制) | | 4 |
| 6. 北海道食の磨き上げ職人アドバイス事業 | | 5 |
| 7. マーケティングアドバイザー事業 | | 6 |
| 20. 「地域ものづくり力」のアップ「参画・協力企業」への支援 | | 15 |
| 研修・セミナー | | |
| 9. 創業者フォローアップ支援強化事業 | | 25 |
| 補 助 金 | | |
| 1. 北海道中小企業応援ファンド事業(加速的創業促進支援事業) | | 27 |
| 4. 地域若年者雇用奨励事業 | | 29 |
| 18. 空知・釧路産炭地域総合発展基金の助成措置 | | 38 |
| 給 付 金 | | |
| 1. 地域雇用開発奨励金 | | 43 |
| 融 資 制 度 | | |
| 1. 中小企業総合振興資金(事業活性化資金・産業振興資金) | | 60 |

◆ 新たな事業に取り組むときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|--------------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 1. (公財)北海道中小企業総合支援センター | | 1 |
| 3. (独)中小企業基盤整備機構北海道本部 | | 3 |
| 4. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 | | 3 |
| 5. ベンチャー企業投資促進税制(エンジェル税制) | | 4 |
| 6. 北海道食の磨き上げ職人アドバイス事業 | | 5 |
| 7. マーケティングアドバイザー事業 | | 6 |
| 8. 北海道建設業サポートセンター専門相談 | | 7 |
| 20. 「地域ものづくり力」のアップ「参画・協力企業」への支援 | | 15 |
| 補 助 金 | | |
| 2. 北海道中小企業応援ファンド事業(地域資源活用型新産業創出支援事業) | | 27 |
| 3. 北海道中小企業応援ファンド事業(産業クラスター形成促進事業) | | 28 |
| 4. 地域若年者雇用奨励事業 | | 29 |
| 5. 北海道農商工連携ファンド事業 | | 29 |
| 6. 中小企業の競争力の強化を図るための助成措置(北海道産業振興条例) | | 30 |
| 7. リサイクル産業創出事業費補助金 | | 31 |
| 8. 新連携支援事業 | | 31 |
| 9. 道産エネルギー技術開発支援事業 | | 32 |
| 10. 道産エネルギー製品開発支援事業 | | 32 |
| 11. 環境・エネルギープロジェクト形成促進事業 | | 33 |
| 12. 地域産業資源活用支援事業 | | 33 |
| 13. 農商工連携対策支援事業 | | 34 |
| 17. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金) | | 37 |
| 18. 空知・釧路産炭地域総合発展基金の助成措置 | | 38 |
| 19. 建設業経営基盤強化等補助金 | | 39 |
| 23. 食のリサイクルトッパーランナー育成事業 | | 42 |
| 給 付 金 | | |
| 1. 地域雇用開発奨励金 | | 43 |
| 融 資 制 度 | | |
| 1. 中小企業総合振興資金(事業活性化資金・産業振興資金) | | 60 |
| 2. 地域活性化ワイド資金 | | 62 |

◆ 新たな技術開発に取り組むときに

| 支援制度 | | ページ |
|-------------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 1. (公財)北海道中小企業総合支援センター | | 1 |
| 9. 道立地域食品加工技術センター | | 7 |
| 20. 「地域ものづくり力」のアップ「参画・協力企業」への支援 | | 15 |
| 研修・セミナー | | |
| 1. 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構の技術支援等 | | 17 |
| 2. 道立工業技術センター・道立地域食品加工技術センターの技術支援等 | | 18 |
| 補助金 | | |
| 3. 北海道中小企業応援ファンド事業（産業クラスター形成促進事業） | | 28 |
| 6. 中小企業の競争力の強化を図るための助成措置（北海道産業振興条例） | | 30 |
| 9. 道産エネルギー技術開発支援事業 | | 32 |
| 11. 環境・エネルギープロジェクト形成促進事業 | | 33 |
| 14. 戦略的基盤技術高度化支援事業 | | 34 |
| 18. 空知・釧路産炭地域総合発展基金の助成措置 | | 38 |
| 19. 建設業経営基盤強化等補助金 | | 39 |
| 給付金 | | |
| 1. 地域雇用開発奨励金 | | 43 |
| 融資制度 | | |
| 1. 中小企業総合振興資金（事業活性化資金・産業振興資金） | | 60 |

◆ 工場や機械などの設備投資をするときに

| 支援制度 | | ページ |
|---------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 20. 「地域ものづくり力」のアップ「参画・協力企業」への支援 | | 15 |
| 補助金 | | |
| 15. 企業立地を促進するための助成措置（北海道産業振興条例） | | 35 |
| 17. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F補助金） | | 37 |
| 18. 空知・釧路産炭地域総合発展基金の助成措置 | | 38 |
| 融資制度 | | |
| 1. 中小企業総合振興資金（事業活性化資金・産業振興資金） | | 60 |
| 2. 地域活性化ワイド資金 | | 62 |
| 3. 設備資金貸付、設備貸与 | | 63 |

◆ 新たな雇い入れをするときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|------------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 2. 北海道ビジネスサポート・ハローワーク | | 2 |
| 10. ものづくり人材確保事業 | | 8 |
| 20. 「地域ものづくり力」のアップ「参画・協力企業」への支援 | | 15 |
| 補 助 金 | | |
| 17. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F補助金） | | 37 |
| 18. 空知・釧路産炭地域総合発展基金の助成措置 | | 38 |
| 20. 中小企業・小規模事業者人材対策事業 | | 39 |
| 給 付 金 | | |
| 1. 地域雇用開発奨励金 | | 43 |
| 2. 通年雇用奨励金 | | 43 |
| 3. トライアル雇用奨励金 | | 44 |
| 4. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金） | | 44 |
| 5. 特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金） | | 46 |
| 6. 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金） | | 46 |
| 10. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 | | 48 |
| 12. 障害者トライアル雇用奨励金・障害者短時間トライアル雇用奨励金 | | 49 |
| 14. 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金） | | 50 |
| 融 資 制 度 | | |
| 1. 中小企業総合振興資金（事業活性化資金・産業振興資金） | | 60 |

◆ 若年者を雇用するときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|-----------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 2. 北海道ビジネスサポート・ハローワーク | | 2 |
| 11. ジョブカフェ北海道（みらいっぼ） | | 9 |
| 補 助 金 | | |
| 4. 地域若年者雇用奨励事業 | | 29 |
| 20. 中小企業・小規模事業者人材対策事業 | | 40 |
| 給 付 金 | | |
| 3. トライアル雇用奨励金 | | 44 |
| 15. キャリアアップ助成金 | | 51 |

◆ 高齢者を雇用するときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|---|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 2. 北海道ビジネスサポート・ハローワーク | | 2 |
| 12. (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道高齢・障害者雇用支援センター | | 10 |
| 給 付 金 | | |
| 3. トライアル雇用奨励金 | | 44 |
| 4. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金) | | 44 |
| 5. 特定求職者雇用開発助成金 (高年齢者雇用開発特別奨励金) | | 45 |
| 7. 高年齢者雇用安定助成金 (高年齢者活用促進コース) | | 46 |
| 8. 高年齢者雇用安定助成金 (高年齢者労働移動支援コース) | | 47 |

◆ 障がい者を雇用するときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|---|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 12. (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道高齢・障害者雇用支援センター | | 10 |
| 給 付 金 | | |
| 4. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金) | | 44 |
| 9. 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 | | 48 |
| 10. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 | | 48 |
| 11. 精神障害者等雇用安定奨励金 | | 49 |
| 12. 障害者トライアル雇用奨励金・障害者短時間トライアル雇用奨励金 | | 49 |
| 13. 重度知的・精神障害者職場支援奨励金 | | 50 |
| 14. 障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金) | | 50 |

◆ 従業員を育成するときに

| 支援制度 | | ページ |
|-------------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 1. (公財)北海道中小企業総合支援センター | | 1 |
| 2. 北海道ビジネスサポート・ハローワーク | | 2 |
| 8. 北海道建設業サポートセンター専門相談 | | 7 |
| 9. 道立地域食品加工技術センター | | 7 |
| 13. (財)介護労働安定センター北海道支部 | | 11 |
| 14. 産業人材育成研修マッチング事業 | | 11 |
| 20. 「地域ものづくり力」のアップ「参画・協力企業」への支援 | | 15 |
| 研修・セミナー | | |
| 1. 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構の技術支援等 | | 17 |
| 2. 道立工業技術センター・道立地域食品加工技術センターの技術支援等 | | 18 |
| 3. 品質管理技術強化支援事業 | | 19 |
| 4. 生産管理技術強化支援事業 | | 20 |
| 5. 能力開発セミナー（在職者訓練） | | 21 |
| 6. 自動車関連産業人材育成事業 | | 22 |
| 7. 中小企業大学校旭川校の研修制度 | | 23 |
| 8. 電源地域振興センターの人材育成事業、産品相談・商談会 | | 24 |
| 10. 問題解決手法研修会 | | 26 |
| 補助金 | | |
| 6. 中小企業の競争力の強化を図るための助成措置（北海道産業振興条例） | | 30 |
| 16. 企業誘致強化人材育成事業 | | 36 |
| 18. 空知・釧路産炭地域総合発展基金の助成措置 | | 38 |
| 19. 建設業経営基盤強化等補助金 | | 39 |
| 給付金 | | |
| 15. キャリアアップ助成金 | | 51 |
| 16. キャリア形成促進助成金 | | 52 |
| 23. 建設労働者確保育成助成金 | | 58 |

◆ 労働環境を改善するときに

| 支 援 制 度 | | ページ |
|---------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 2. 北海道ビジネスサポート・ハローワーク | | 2 |
| 13. (財)介護労働安定センター北海道支部 | | 11 |
| 15. 両立支援促進・就業環境改善アドバイザー派遣事業 | | 12 |
| 20. 「地域ものづくり力」のアップ「参画・協力企業」への支援 | | 15 |
| 給 付 金 | | |
| 17. 両立支援助成金（事業所内保育施設設置・運営等助成金） | | 53 |
| 18. 両立支援助成金（子育て期短時間勤務支援助成金） | | 53 |
| 19. 両立支援助成金（中小企業両立支援助成金） | | 54 |
| 20. 中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース） | | 55 |
| 21. 中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース） | | 56 |
| 23. 建設労働者確保育成助成金 | | 58 |

◆ 雇用を守るために

| 支 援 制 度 | | ページ |
|---------------------------------|--|-----|
| 相談・情報提供 | | |
| 2. 北海道ビジネスサポート・ハローワーク | | 2 |
| 16. 中小企業再生支援協議会事業 | | 13 |
| 17. 事業引継ぎ支援事業 | | 13 |
| 18. 経営改善計画策定支援事業 | | 14 |
| 19. 地域中小企業経営改善サポート事業 | | 14 |
| 20. 「地域ものづくり力」のアップ「参画・協力企業」への支援 | | 15 |
| 給 付 金 | | |
| 22. 雇用調整助成金 | | 57 |
| 25. 労働移動支援助成金 | | 59 |
| 融 資 制 度 | | |
| 1. 中小企業総合振興資金（事業活性化資金・産業振興資金） | | 60 |

1. (公財)北海道中小企業総合支援センター : 起新技育

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、専門スタッフが創業から事業化、経営革新に至るまで、企業が抱えるあらゆる経営課題に応えるためのワンストップサービスを行います。

◇ 総合相談窓口

創業者や中小企業者等の様々な相談に応じるため、**相談窓口**を開設しています。

| 区分 | 相談内容 | 開設日 | 相談料 |
|-------------------|---|---|-----|
| 総合相談 | 中小企業診断士等のスタッフが、起業や経営などに関するあらゆる相談に応えるほか、相談内容により、各種支援制度について適切なアドバイスをします。 | 月曜日～金曜日 9:00～17:00 | 無料 |
| 中小企業緊急経営相談窓口 | 金融円滑化法の期限到来を受け、資金繰り等への影響が懸念される石狩・空知・後志地域の中小企業者を対象に、経営改善や事業再生への取り組みをサポートします。 | 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (平成26年2月28日まで設置) | 無料 |
| インターネット経営相談 | インターネットにより企業経営に関する相談を随時お受けしています。(夜間及び土曜日・日曜日、祝祭日は翌営業日以降の対応となります。) | 随時 | 無料 |
| 取引に関する相談「下請かけこみ寺」 | 下請かけこみ寺相談員が、取引に関する様々な悩み等に対する相談に応じます。 | 毎週水曜、木曜、金曜日 9:00～17:00 | 無料 |
| 特許に関する相談 | 特許導入を希望する企業に対し、 知的財産アドバイザー が相談に応じます。 | 毎週月曜、火曜日 ※火曜日は要予約 13:00～16:00 | 無料 |
| 金融に関する相談 | 北海道信用保証協会に関連する経営・金融に関する相談に応じます。 | 毎月第1木曜日 10:00～16:00 | 無料 |
| 会社法などに関する相談 | 会社法に関する相談や、会社登記、契約書の作成に関する相談に応じます。 | 毎月第2木曜日 13:00～16:00 | 無料 |

※インターネットからも企業経営に関する相談を受け付けています。

◇ 専門家派遣事業

経営力の向上、創業、再チャレンジ、事業承継を目指す中小企業者等に経営計画、情報化、マーケティング等の**専門家**を派遣し、中小企業者等が抱える個別的な課題に対し助言・支援を行います。

| | |
|---------|---|
| 対象となる方 | ・中小企業者等 |
| 派遣する専門家 | ・中小企業診断士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士等の 有資格者 ・診断助言に必要な専門分野の知識、経験、実績を有する者 |
| 費用負担 | ・派遣に要する費用は 無料 |

【ご利用方法】

- ・助言の内容や日程などの関係により希望に添えない場合がありますので、まずは下記まで、お気軽にお問い合わせください。
- ・また、(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、**上記の相談・アドバイスのほか各種支援事業、情報提供**を行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.hsc.or.jp/index.cgi>

【問い合わせ先】

(公財)北海道中小企業総合支援センター
 道南支部 TEL 011-232-2001(代表)
 道東支部 TEL 0138-82-9089
 道北支部 TEL 0155-38-8850
 TEL 0166-68-2750

2. 北海道ビジネスサポート・ハローワーク：起雇若高育環守

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）及び北海道労働局職業安定部職業対策課分室において取扱う助成金の相談、申請受付を行います。

◇ 概要

北海道と北海道労働局が共同で経営相談、各種助成金の相談・申請、人材確保等のサービスをワンストップで提供する施設として設置されました。

ハローワーク札幌の出先機関となります。

- ・場 所 札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9階
- ・利用時間 平日：午前9時00分～午後5時30分（土・日・祝日、年末年始は閉庁）

◇ 主な提供サービス

<助成金の活用に関する相談・申請>

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）及び北海道労働局職業安定部職業対策課分室において取扱う助成金の相談、申請受付を行います。

<人材確保に関する相談>

ハローワークに提出する求人の受理を行います。

<経営相談等>

同一フロア内の（公財）北海道中小企業総合支援センターが企業や経営・事業承継等に関する相談を行います。

【ご利用方法】

- ・詳しくは、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/_93897.html

【問い合わせ先】

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

3. (独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 : 起新

起業予定や創業間もない中小企業、経営革新・第二創業・新事業開拓を目指す中小企業・ベンチャー企業の皆様からのご相談に対し、多様な支援を用意しています。

◇ 経営相談

経験豊富なアドバイザーが無料で、中小企業の創業に関する相談や経営課題に関する相談にきめ細かく対応します。

① 窓口相談

北海道本部の相談窓口常駐するアドバイザーが、フェイストゥフェイスで対応いたします。
受付TEL 011-210-7471 月～金 9:00～17:00 1回あたり1時間程度

② 経営相談ホットライン(電話相談)

ナビダイヤルで、電話による経営相談や施策情報の提供を行っています。
ホットライン 0570-009111 月～金 9:00～17:00

③ メール経営相談(電子メール相談)

パソコンからインターネットで経営相談をお申し込み出来ます。24時間受け付けており、受け付けた翌日から原則3営業日以内に回答をいたします。

URL <http://www.smrj.go.jp/venture/consult/038348.html> (中小機構のHPから入れます)

◇ 専門家の派遣

株式公開を目指すベンチャー企業、経営革新を目指す中小企業、経営課題の解決に取り組む中小企業に対し、オーダーメイドの派遣計画を作成したうえで、支援テーマ・目標に最適な専門家を派遣して、成長・発展を支援するソフト面のサポート事業です。

① 専門家継続派遣事業

経営・技術・財務・法律などの専門家を長期間継続して派遣し、中小企業の課題解決への取り組みに対して適切なアドバイスをを行い、目標の達成を支援します。派遣頻度は月2～3回、期間は6ヶ月～1年以内です。
(有料: 専門家一人当たり16,700円/日)

② 経営実務支援事業

経営・技術・マーケティング等の実務的な課題解決に向けて、大手企業等での実務経験豊富なアドバイザーを派遣し、特定の課題解決に必要な実務的な知識・ノウハウ面でアドバイスをを行います。派遣期間は5ヶ月以内、派遣回数は10回以内です。

(有料: 専門家一人当たり8,000円/日)

【URL】

<http://www.smrj.go.jp/hokkaido/index.html>

【問い合わせ先】

(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 経営支援課 TEL 011-210-7471

4. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 : 起新

中小企業・小規模事業者の高度な経営課題等の相談に対応するため、1社あたり年間3回まで無料の専門家派遣を実施します。

◇ 対象となる事業者

中小企業者、中小企業団体、及び起業を目指す者。

※NPO法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、医療法人は支援の対象外となります。

◇ 主な支援内容

・中小企業・小規模事業者の高度な経営課題等の相談に対応するため、各支援機関からの派遣依頼に基づき、専門家が中小企業者の現場等に出向き、経営支援を実施します。

【ご利用方法】

・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【URL】

中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業 専用サイト

「ミラサポ 未来の企業★応援サイト」<https://www.mirasapo.jp/>

【問い合わせ先】

北海道経済産業局産業部中小企業課

TEL 011-709-2311 (内線2576)

5. ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）：起新

ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）の利用などの相談について受け付けます。

◇ ベンチャー企業投資促進税制

特定の要件を満たすベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して、所得税減税を行う制度です。

◇ ベンチャー企業へ投資した年に受けられる所得税減税

以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択できます。 ※優遇措置Aは平成20年4月1日以降の投資が対象

- ・ **優遇措置A**：（ベンチャー企業への投資額－2,000円（※平成22年3月31日までの投資は5,000円））を、その年の**総所得金額から控除**
※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。
- ・ **優遇措置B**：ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の**株式譲渡益から控除**
※控除対象となる投資額の上限なし。

◇ 未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる所得税減税（売掛損失が発生した場合）

未上場ベンチャー企業株式の売却による生じた損失を、その年の他の**株式譲渡益と通算（相殺）**できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、**翌年以降3年**にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）ができます。

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/index.html>

【問い合わせ先】

北海道経済産業局地域経済部新規事業室 Tel 011-709-2311（内線2562）

6. 北海道食の磨き上げ職人アドバイス事業 : 起新

道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として委嘱し、道産食品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ります。

◇ 支援内容

道内メーカーから相談のあった商品について、バイヤー目線から商品について市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。

<主な相談内容>

- ・こだわりを持って商品を作ったが、どのように売ってよいかわからない。
- ・製品のディテールの部分（価格、分量、パッケージ、味付け等）が市場ニーズにマッチしないため、販路が広がらない。

◇ 構成メンバー

道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ」等の分野で活躍するバイヤーやフードライター、料理人などにご協力をお願いしております。

◇ 費用

アドバイスを受けること自体は無料です。ただし、相談は原則札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。

【ご利用方法】

<申し込みからアドバイスを受けるまで>

①申し込み

随時受付しています。「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」(※)に必要事項を記載し、道(食関連産業室)または各(総合)振興局の商工労働観光課に提出してください。

※「依頼書」は食関連産業室HPからダウンロードできます。

②日程調整

道は、依頼書の内容に基づき、北海道「食の磨き上げ職人」と連絡し、適当と認められる職人の助言が行われるよう調整を図ります。調整後、結果を事業者に通知します。

③相談

事業者はその後、面接により相談。北海道「食の磨き上げ職人」はその内容に対し助言を実施します。

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 食関連産業室マーケティンググループ TEL 011-204-5766

7. マーケティングアドバイザー事業 : 起 新

「北海道どさんこプラザ」(有楽町店、池袋店、相模原店、名古屋店、札幌店)にかかる事業の一環として、首都圏、中京圏及び札幌市にマーケティングアドバイザーを配置し、道内の中小企業等からの商品開発・マーケティング活動等に関する相談に対して助言等を行います。

◇ 支援内容

新製品の開発や市場ニーズの把握、販売促進計画の企画・立案など、企業等のマーケティング活動に関して、**マーケティングアドバイザーが助言・指導**を行います。

◇ アドバイスの方法

面談・電話・FAXなど、ご要望に応じ、アドバイザーとも相談のうえ決定します。

◇ 費用

アドバイスを受けること自体は**無料**です。
ただし、自社に来てもらうなどアドバイザーに旅行を依頼する場合などには、旅費や謝金などが必要になります。

【ご利用方法】

・随時受付しています。

<首都圏・中京圏>

- ・「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」(※)を食関連産業室に提出してください。
- ・道は、依頼書の内容に基づき、「北海道どさんこプラザ受託者」と連絡し、適当と認められるアドバイザーの助言が行われるよう調整し、日程や相談方法等について結果を企業に通知します。
※「指導依頼書」は食関連産業室HPからダウンロードできます。

<札幌市>

- ・「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を、下記に提出してください。

依頼書提出・問合せ先
北海道どさんこプラザ札幌店
札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅西通北口1階
TEL 011-213-5053
FAX 011-213-5092

依頼者に基づき、適当と認められるアドバイザーの助言が行われるよう調整を図り、日程や相談方法等について結果を企業に連絡します。

【U R L】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 食関連産業室 マーケティンググループ TEL 011-204-5766

8. 北海道建設業サポートセンター専門相談：新 育

厳しい経営環境にある本道建設業を支援するため、経営の専門家である中小企業診断士、公認会計士を配置し、本業強化や経営多角化など経営に関する相談に応じます。

◇ 支援内容

| | |
|--------|---|
| 相談方法 | 電話又は来訪による相談 |
| 実施場所 | 北海道建設業サポートセンター 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁10階 建設部建設管理課内 |
| 相談対応日時 | 期間：平成26年6月18日から平成27年2月25日までの水曜日 (8/6、8/13、12/31、1/7、2/11を除く。) 時間：13時30分から16時30分まで |
| 相談費用 | 無料 |
| 相談内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設業本業の経営の強化 合併・事業譲渡・協業化等の企業連携に関する戦略面の相談、経営戦略の立案、財務管理、労務管理に関する相談等 ・新分野進出など経営の多角化 多角化に向けた経営戦略の立案に関する相談等 ・人材育成に関する相談 ・会計・税務など財務に関する相談 資産評価手法の見直しや債務処理等の財務評価に関する相談等 |

【ご利用方法】

・随時受付しています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【U R L】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/ksgs/>

【問い合わせ先】

北海道建設部 建設管理課建設業サポートグループ TEL 011-204-5810

9. 道立地域食品加工技術センター：技 育

食品製造を行う企業等に対し、加工技術の指導や技術講習会を開催するとともに、企業のニーズに応じた加工技術の開発を行い、加工技術の高度化、人材育成、新製品開発等を支援します。

◇ 支援内容

| | |
|--------------|--|
| 技術相談 技術指導 | 企業等からの技術相談に対応し助言を行うほか、センター又は企業に向いて、個別に技術指導を行います。(随時受付) |
| 技術研究会 | 専門家又はセンター職員が講師となって、業種や技術別の共通課題について、検討、情報の交換・共有を行います。 年間2回程度開催 |
| 専門技術講習会 | 企業等の食品製造に関わる従業員の技術の向上を図るため、加工・検査等の実習を伴う専門技術講習会を開催します。 1～2日/回 年間4～6回程度開催 |

【ご利用方法】

・随時受付しています。支援内容の詳細については、下記までお問い合わせください。

【U R L】

オホーツク圏 <http://foodhotuku.jp/>
十勝圏 <http://www.food-tokachi.jp/>

【問い合わせ先】

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター TEL 0157-36-0680
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター TEL 0155-37-8383

10. ものづくり人材確保事業：雇

ものづくり企業の発展に必要な人材を確保するため、求人企業の掘り起こしや道外在住の高度技術者等に求人情報を提供するなど、本道への人材誘致を支援します。

◇ 支援内容

求人登録をいただいた企業は、道外のU・Iターン希望者の専門知識や資格・免許などを紹介する「U・Iターン求職者情報」のサーバーにアクセスし、随時、求職者の情報を閲覧できます。

- ・求人登録の情報を道外在住のU・Iターン希望者に情報提供します。
- ・求人企業と求職者とのマッチングを行っています。

◇ 求人登録の対象となる方

道内に所在する事業所であることが必要です。

【ご利用方法】

- ・随時受付しています。
- ・求人登録については、インターネットで下記のアドレスから登録できます。また、お電話での相談や郵送・FAXによる登録も受け付けておりますので、下記までお問い合わせください。

【U R L】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/index.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 労働局人材育成課 産業人材グループ TEL 011-251-3896

11. ジョブカフェ北海道（「みらいっぽ」） : 若

概ね44歳以下の方を対象に、カウンセリングやセミナーなどの就職支援サービスをワンストップで提供します。
平成25年2月から、ジョブカフェ北海道とヤングハローワーク札幌では、両施設の総称を「みらいっぽ」として、若年者に対する就職支援を一体的に実施しています。

◇ 所在地、利用時間

- ・場 所 札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル7階
- ・利用時間 平日：午前9時～午後7時
土曜：午前10時～午後5時（日曜、祝日、年末年始は休館）

◇ 提供サービス

| 主なサービスメニュー | 内 容 |
|--------------|--|
| 求人情報の発信 | ジョブカフェ北海道のホームページで、「 ジョブカフェ北海道パートナーズ 」の企業情報や求人情報を発信するほか、施設内でも開架しています。 |
| 職業理解のためのセミナー | 高校生・大学生等就職前の若年者が、地域の事業所や産業・職業への理解を深め、 適切な職業選択をするためのイベントやセミナー を開催しています。 |
| 職場見学会 | 採用後の早期離職の防止を目的に、高校生・大学生・フリーター等の若年者を対象に、 職場環境や仕事内容について理解を深めるための職場見学会 を実施しています。 |
| 就職内定者向け研修 | 就職内定者に対し、入社後、すぐに役立つ 社会人としての基礎知識や求められる行動・態度・人間関係の構築方法などの講習 を実施しています。 |
| 若手社員スキルアップ研修 | 就職後間もない従業者を対象に、ビジネスマナーや職場での円滑な人間関係の構築など、 ビジネスパーソンに必要なスキルについて意識させるセミナー を実施しています。 |
| 職場定着支援事業 | 若手社員の職場定着を目的として、全道各地域で「 若手社員向けメンタルヘルス研修、若手社員向け実務力アップ研修、管理職向けメンタルヘルスマネジメント研修、企業向け”メンター”派遣事業 」を実施しています。 |

※「ジョブカフェ北海道パートナーズ」とは、ジョブカフェ北海道の活動にご賛同・ご協力いただける企業です。ジョブカフェパートナーズとして登録いただきますと、上記のサービスの提供を受けることができます。なお、登録及び各サービスの提供は無料です。

【ご利用方法】

- ・ジョブカフェ北海道にお問い合わせください。

【U R L】

<http://www.jobcafe-h.jp/>

【問い合わせ先】

ジョブカフェ北海道 TEL 011-209-4510

12. 北海道高齢・障害者雇用支援センター : **新高障環**

高齢者等及び障害者等の雇用に関する相談・援助、給付金・助成金の支給申請の受付、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、啓発等の業務を実施しています。

<高齢者関係>

◇ 支援の対象者

- ・ 定年延長や再雇用制度等の整備を図る事業主
- ・ 高齢者等の継続雇用に関して**雇用管理改善**の取組を行う事業主
- ・ 中高年齢者の雇入れを積極的にを行う事業主

◇ 主な支援内容

- ・ 高齢者等給付金支給申請受付関係業務
- ・ **高齢者雇用アドバイザー**による企業の高齢者等の継続雇用の推進のための相談・援助等業務

<障害者関係>

◇ 支援の対象者

- ・ **障害者の雇入れ**を積極的にを行う事業主
- ・ 障害者の雇用継続に関して**雇用管理改善**の取組みを行う事業主

◇ 主な支援内容

- ・ 障害者雇用納付金の申告受付、障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金申請受付業務
- ・ 障害者雇用助成金支給申請受付業務
- ・ 障害者雇用に関する講習、情報提供、啓発活動
- ・ 地方アビリンピックの開催

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

【U R L】

<http://www.jeed.or.jp>

【問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道高齢・障害者雇用支援センター TEL 011-200-6685

13. (財) 介護労働安定センター北海道支部 : 育 環

介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上に関する総合的な支援を行います。

◇ 支援の対象者

- ・ 介護の仕事につくことを希望する方、あるいは既に介護の仕事に携わっている方より高度な介護業務を希望する方
- ・ 介護の仕事に携わる方を雇い入れた事業主、又は雇い入れた介護労働者の雇用管理の改善等を行う事業主

◇ 主な支援内容

1 介護労働者の能力開発事業

(1) 介護労働講習

- ① 介護職員基礎研修(平成24年度末で実務者研修に移行)
- ② 実務者研修(平成24年度創設)

平成27年度から介護福祉士を受験するには、《実務経験3年以上》の他に《実務者研修修了》が義務付けられます。

北海道支部では、介護の仕事に携わっている方、介護関係の仕事希望の方等で、将来は介護福祉士を目指す講習として、通信課程(一部スクリーニングあり)により、平成24年度から実施します。(平成25年度からは、全国で実施予定)

受講料は無料ですが、受講対象者等に条件がありますので、詳しくはセンターまでお問い合わせください。

③ 能力開発コース

介護支援専門員試験準備講習、介護福祉士国家試験準備講習、短期専門講習等

(2) 介護労働者のキャリア形成に関する相談援助

2 雇用管理改善相談援助事業

働きやすい職場環境づくりのお手伝いをするために、雇用管理に関する相談援助や職員の健康管理に関する相談援助の実施及び事業者支援セミナーを実施しています。

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください

【U R L】

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/hokkaidou/index.html>

【問い合わせ先】

(財) 介護労働安定センター北海道支部 TEL 011-219-3157

14. 産業人材育成研修情報提供事業 : 育

道内各機関が実施している産業人材育成に関する研修・セミナー情報を収集し、ポータルサイトにおいて提供しています。

◇ 提供する情報の内容

一次産業、二次産業及び三次産業における人材育成に関する研修・セミナーの情報を研修・セミナーポータルサイト(北海道産業人材育成ネットワーク内)にて提供しています。

登録利用者には、新着情報をメールマガジンにより提供するとともに、要望を受け必要な研修の実現の検討を行っています。

【ご利用方法】

- ・ 下記URLより研修・セミナー情報を参照できます。
- ・ 下記URLから利用者登録を行ってください。随時受付しています。登録を行うと、新着情報・サイトに載らない更新情報についてお知らせするほか、研修・セミナーの要望を受付し、研修実施機関における実施を検討します。

【U R L】

<http://www.hrd.pref.hokkaido.jp/match/>

【問い合わせ先】

北海道経済部 労働局人材育成課 産業人材グループ TEL 011-204-5098

15. 両立支援促進・就業環境改善アドバイザー派遣事業 : 環

仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備及び非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出等、雇用管理の改善に関する事柄の助言をするために社会保険労務士等をアドバイザーとして派遣します。

◇ 派遣対象

仕事と家庭の両立ができる就業環境の整備促進及び非正規労働者の労働就業環境の改善を目指す、常時雇用する従業員数が300人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体

◇ 派遣内容

- ・就業規則、育児・介護休業制度等の整備に関する指導及び助言
- ・一般事業主行動計画の策定・届出等に向けた取組に関する指導及び助言
- ・雇用管理の改善に関する指導及び助言
- ・最低賃金の引き上げに対応するための労務管理、非正規労働者の正社員化に係る就業規則の整備などに関する指導及び助言
- ・両立支援の出来る職場環境の整備、非正規労働者の就業環境の改善等に関する指導及び助言
- ・上記内容についてのセミナー等の講師

◇ アドバイザーの派遣

1 申請者につき、年度内原則 2 回まで。ただし、セミナー等の講師派遣は、1 申請者につき 1 回限りです。

◇ 募集期間

平成 26 年 6 月 23 日(月)～ (予定企業数(12 企業以内)が集まり次第募集を終了します。)

◇ 費用 無料

【ご利用方法】

- ・詳しくは、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/adobaizer.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 労働局雇用労政課 労働福祉グループ TEL 011-204-5354

16. 中小企業再生支援協議会事業 : 守

中小企業再生支援協議会は、地域の中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する公的機関です。

◇ 対象となる事業者

- 財務内容の悪化等により、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある中小企業者等
- 収益性や将来性があるなど事業価値を有し、関係者の支援により再生の可能性がある中小企業者等

◇ 再生支援の流れ

【第1次対応（窓口相談）】

- 面談や提出資料の分析を通して、経営上の問題点や具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施

【第2次対応（再生計画策定支援）】

- 再生計画策定支援
- 利害関係者（関係金融機関等）との調整
- フォローアップ

【ご利用方法】

- ・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【U R L】

<https://www.sapporo-cci.or.jp/content/saisei/>

【問い合わせ先】

北海道中小企業再生支援協議会 TEL 011-222-2829
 北海道経済産業局産業部中小企業課 TEL 011-709-2311（内線2575）

17. 事業引継ぎ支援事業 : 守

事業引継ぎ支援センターは、事業存続に悩む中小企業等の経営資源を他の意欲ある中小企業等に引き継ぐため、M&A支援に経験豊かな専門家が親身に対応し、無料でアドバイスを行っています。

◇ 対象となる事業者

- 後継者が不在で悩みを抱える中小企業経営者
- 自社の経営資源を引き継いでくれる会社をお探しの中小企業経営者
- 他社の経営資源を引継ぎ、新事業を展開したい中小企業経営者 など

◇ 支援の流れ

【第1次対応（窓口相談）】

面談や提出資料の分析を通して、事業実態の把握や具体的な課題を抽出し、事業の継続に関わる様々な選択肢を提示。

また、選択した内容に応じて、関係機関への橋渡しを実施。

【第2次対応（事業引継ぎ支援）】

窓口相談の結果、M&A（企業の合併と買収）などによる第三者への事業の引継を希望される場合は、M&Aの可能性や課題に対する助言、またM&A交渉に必要な資料の作成を支援し、M&A支援会社・金融機関などへ橋渡しを実施。

【ご利用方法】

- ・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【U R L】

<http://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/>

【問い合わせ先】

北海道事業引継ぎ支援センター TEL 011-222-3111
 北海道経済産業局産業部中小企業課 TEL 011-709-2311（内線2575）

相談・情報提供(1~21)

18. 経営改善計画策定支援事業 : 守

北海道中小企業再生支援協議会に設置した北海道経営改善支援センターでは、外部専門家の支援を受けた経営の立て直しを支援します。

◇ 対象となる事業者

○条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者

◇ 事業概要

○中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、総額の2/3（上限200万円）まで負担します。

【認定支援機関（正式名称：経営革新等支援機関）】

・経営革新等支援機関一覧については、下記のウェブサイトをご覧ください。
<http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/keiei.htm#c03>

【ご利用方法】

・詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

【問い合わせ先】

北海道経営改善支援センター **TEL** 011-232-0217
北海道経済産業局産業部中小企業課 **TEL** 011-709-2311（内線2575）

19. 地域中小企業経営改善サポート事業 : 守

電気料金の値上げや消費税の増税等により、経営の悪化した中小企業や将来的な不安を抱える中小企業に対し、経営改善や事業再生に向けた支援を行うため、全道7地域において、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家が、相談や経営指導等を行います。

◇ 支援内容

地域の中小企業の経営改善・事業再生の支援

- ①経営の悪化した中小企業や将来に不安を抱える中小企業への専門的な相談対応
- ②当該企業の財務状況や経営状況の把握・分析、改善に向けた支援策の提示
- ③支援策に応じた経営指導、経営改善計画の策定支援、金融機関などの関係機関との調整等

◇ 事業期間

平成26年3月～平成27年2月

◇ 委託先

対象地域を次の7地域に分けて、それぞれ民間コンサル会社、税理士法人又は中小企業診断士事務所等に委託をする予定です。

- ①石狩・空知・後志地域
- ②胆振・日高地域
- ③渡島・檜山地域
- ④上川・留萌・宗谷地域
- ⑤オホーツク地域
- ⑥十勝地域
- ⑦釧路・根室地域

また、委託先は、北海道中小企業総合支援センターや地域産業支援機関の所在する施設においても、定期的に相談会を開催いたします。

【ご利用方法】

・経営状況に不安や心配をお持ちの経営者の方は、お気軽にご連絡ください。

【問い合わせ先】

北海道経済部 経営支援局中小企業課中小企業支援グループ **TEL** 011-204-5331

20. 「地域のものづくり力」のアップ「参画・協力企業」への支援： 起新技設守雇育環

「本道のものづくり産業振興の新たな展開方向」に賛同し、「地域のものづくり力のアップ」に積極的に挑戦する企業（製造業）の取組を支援します。

◇ 支援内容

道では、本道経済の活性化と力強い地域経済づくりに向け、全国的な景気回復などの流れを、本道のものづくり産業にも着実に取り込むため、企業、業界団体、支援機関、行政などのものづくりの関係者が一体となって、今後の方向性を共有しながら、「地域のものづくり力」のアップを図る「本道のものづくり産業振興の新たな展開方向」を策定しました。

新たな展開方向に賛同し、「地域のものづくり力」のアップに向け、「連携力」、「人材力」、「技術力」、「経営力」の4つの力の磨き上げに積極的に挑戦する企業を「参画・協力企業」として道が登録し、各種支援により、「参画・協力企業」の積極的な挑戦を後押しします。

◇ 支援内容

<双方向型メールマガジン>

- ・道からの発信
- ・企業からの発信

国や道の助成制度、道内外の展示会等の情報を提供

新技術の登録企業へのアピールや困りごとの解決に向けた登録企業との情報交換の場を提供

<専用サポートダイヤル>

取組に挑戦するにあたっての各種相談に対応

<情報交換会の開催>

企業間のネットワークづくりの場を提供

【ご利用方法】

- ・随時受付しています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【U R L】

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/mono_tenn.htm

【問い合わせ先】

北海道経済部 産業振興局産業振興課産業企画グループ TEL 011-204-5311

21. 北海道どさんこプラザテスト販売制度：新

「北海道どさんこプラザ」(有楽町店、名古屋店、札幌店)で新商品を3ヶ月間、販売することができます。売上げが好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には販売期間中の評判、評価等のアドバイスを行います。

◇ 応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品

- ・札幌店：札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- ・道外店：道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品（名古屋店は加工食品のみ）

◇ 対象となる方

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業、個人（個人のグループを含む）のうち、つぎの条件のいずれかに該当すること。

- ①道産品の製造又は加工を行っている方
- ②自ら企画・考案した道産品の販売を行っている方

◇ 販売条件等（概要）

- ①販売手数料は希望小売価格の18%
- ②P L（製造物責任保険）に加入していること
- ③食品衛生法、J A S法、景品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- ④指定する食品検査を実施していること（申込商品が食品の場合）
- ⑤該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

【ご利用方法】

- ・「テスト販売申込書」に必要事項を記載し、添付書類とともに各（総合）振興局商工労働観光課に提出してください。

<募集期間>

| | 第1 四半期 | 第2 四半期 | 第3 四半期 | 第4 四半期 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| テスト販売期間 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| 募集開始 | 1月4日 | 4月1日 | 7月1日 | 10月1日 |
| 募集締切 | 2月20日 | 5月20日 | 8月20日 | 11月20日 |

※「テスト販売申込書」は食関連産業室HPに掲載しています。

【U R L】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 食関連産業室 マーケティンググループ TEL 011-204-5766

1. 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構の技術支援等 : 技 育

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構（「道総研」）産業技術研究本部 ものづくり支援センターおよび食品加工研究センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けて技術相談などを行うとともに、新製品・新技術の開発などを共同研究や依頼試験分析などにより支援しています。

◇ 支援内容

| 区 分 | 内 容 |
|---|--|
| 技 術 相 談 (無 料) | 研究職員が道内企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種相談に応じます。 |
| 現 地 技 術 支 援 所 内 技 術 支 援 (無 料) 【食品加工研究センター】 | 研究職員が道内中小企業等を訪問し、技術的課題の解決に向けて助言します。 |
| 技 術 指 導 (無 料) 【工業試験場】 | 工業試験場および食品加工研究センター内において、道内企業等の技術者や研究者等を受け入れ、技術指導などを行います。 |
| 技 術 開 発 派 遣 指 導 (有 料：1日15,700円) 【工業試験場のみ】 | 研究職員を道内企業等に中長期間（21日以上）、有料で派遣し、新製品・新技術の開発などを支援します。 |
| 短 期 実 用 化 技 術 開 発 (有 料) 【工業試験場のみ】 | 短期間で実用化しようとする中小企業等に研究職員を短期間（6日以上）有料で派遣し、新製品・新技術の開発を行います。 |
| 研 修 者 の 受 入 (無 料) | 道内企業等の技術者や研究者を研修者として受け入れ、技術の習得を図ります。 |
| 試 験 設 備、機 器 の 開 放 (有 料) | 工業試験場等の各種の設備や加工機械、測定機器、分析機器などを有料で道内企業等の利用に供します。 |
| 依 頼 試 験・分 析 (有 料) | 道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。 |

【ご利用方法】

随時受付しています。詳しくは、下記にお問い合わせください。

【U R L】

<http://www.hro.or.jp/use/direction/>

【問い合わせ先】

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術研究本部
ものづくり支援センター 工業技術支援グループ
住所：〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目 TEL 011-747-2345
食品加工研究センター 食品技術支援グループ
住所：〒069-0836 江別市文京台緑町589番地4 TEL 011-387-4115

2. 道立工業技術センター・道立地域食品加工技術センターの技術支援等 : 技 育

道立工業技術センター、道立オホーツク圏地域食品加工技術センター及び道立十勝圏地域食品加工技術センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けて技術相談などを行うとともに、新製品・新技術の開発などを共同研究や依頼試験分析などにより支援しています。

◇ 支援内容

| 区 分 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| 技 術 支 援 | <p>(技術相談) 研究職員が企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種相談に応じます。</p> <p>(現地技術支援) 研究職員が企業等を訪問し、技術的課題の解決に向けて助言します。</p> <p>(移動食品加工技術センター) 地域食品加工技術センターでは、圏域内各地域に出向いて、個別技術相談及び現地技術支援等を行います。</p> |
| 技 術 者 養 成 | <p>(技術講習会) 先端的な技術及び基礎・応用技術の習得を目的とした講習や研修を行います。</p> <p>(研修生受け入れ) 道内企業等の技術者や研究者を研修生として受け入れ、技術の習得を図ります。</p> |
| 試 験 分 析 (有 料) | 道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。 |
| 設 備 機 器 等 の 開 放 (有 料) | 各種設備や加工機械、測定機器、分析機器などを有料で道内企業等に開放します。 |

【ご利用方法】

随時受付しています。詳しくは、下記にお問い合わせください。

【U R L】

<http://www.techakodate.or.jp/center/>

<http://foodohotoku.jp/>

<http://www.food-tokachi.jp/>

【問い合わせ先】

北海道立工業技術センター

住所：〒041-0801 函館市桔梗町379番地 TEL 0138-34-2600

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター

住所：〒090-0008 北見市大正353-19 TEL 0157-36-0680

北海道立十勝圏地域食品加工技術センター

住所：〒080-2462 帯広市西22条北2丁目23-10 TEL 0155-37-8383

3. 品質管理技術強化支援事業：育

発注側企業から求められる品質を維持した安定的・効果的な生産に必要な地場企業等の品質管理技術の向上を図るため、先進企業の協力を得て、「品質管理」に関する実践的なゼミナール等を開催します。

◇ 開催内容（平成26年度予定）

・品質管理の基礎を学ぶ実践講座

| 回 | 日時 | 内容 |
|-----|--------|--------------------------------------|
| 第1回 | (10月頃) | 「品質管理の基礎知識」に関する講演や「基礎演習」等を実施します。(予定) |
| 第2回 | (10月頃) | |

・品質管理作って学ぶ実践講座

| 回 | 日時 | 内容 |
|-----|--------|------------------------------------|
| 第1回 | (9月頃) | 「エクセルを活用した統計手法」や「課題発表」等を実施します。(予定) |
| 第2回 | (10月頃) | |
| 第3回 | (11月頃) | |

◇ 対象となる方 道内ものづくり企業等

◇ 参加定員 20～30名程度

【URL】

<http://www.iri.hro.or.jp/>

【問い合わせ先】

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
産業技術研究本部 ものづくり支援センターものづくり基盤技術グループ Tel 011-747-2324

4. 生産管理技術強化支援事業：育

コスト改善や納期短縮等に必要な生産管理技術の強化を図るため、生産管理自己診断システムの普及促進を図るとともに、個別指導等を実施します。

◇ 開催内容 (平成26年度予定)

・カイゼン意識の普及・促進を図るためのセミナーの開催

| 回 | 日時 | 内容 |
|---|------------------------|------------------------------|
| — | 9月3日 旭川 13:30～17:00 | カイゼン意識の普及・促進を図るための講演会を実施します。 |

・生産管理自己診断システムの普及促進

| 回 | 日時 | 内容 |
|-----|--------------------------|--|
| 第1回 | 9月10日 函館 | 「生産管理自己診断システムの概要」 「生産管理自己診断システムの管理・現場に係る講義」 |
| | 9月12日 旭川 9:30～15:00 | |
| 第2回 | 10月31日 函館 | 「診断結果報告会」 |
| | 10月20日 旭川 13:30～16:30 | |

・実践ゼミ等に参加した企業に対するフォローアップの実施

| 回 | 日時 | 内容 |
|---|-------|------------------------------------|
| — | (調整中) | ゼミ参加企業に対する技術的課題等のフォローアップ (2社程度) |

◇ 対象となる方 道内基盤技術産業等に属する中小企業

◇ 募集定員 5社10名程度

【URL】

<http://www.iri.hro.or.jp/>

【問い合わせ先】

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

産業技術研究本部 ものづくり支援センターものづくり基盤技術グループ TEL 011-747-2336

5. 能力開発セミナー（在職者訓練）：育

在職者の職業能力の向上を図るため、道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校が各地に訓練担当者を派遣し、能力開発セミナーを実施します。

◇ 平成26年度実施計画

| 学院名 | 訓練科目 | 日程(予定) | 内容 | 実施地 |
|-------|---------------|-------------|----------------|------|
| 札幌 | 情報システム科 | 6.11～8.8 | パソコン実務(初級) | 岩内町 |
| | ブロック施工科 | 7.5～7.6 | ブロック施工 | 札幌市 |
| | 研削・クレーン科 | 8.2～8.3 | 機械加工 | 札幌市 |
| | 指導技法科 | 10.9～10.10 | 支援施設職員スキル向上 | 札幌市 |
| | 観光ビジネス科 | 11.17～11.18 | 食の安心・安全 | 札幌市 |
| 函館 | 機械製図科 | 9.1～9.30 | 製図基礎(CAD) | 函館市 |
| | 観光ビジネス科 | 10.15～11.4 | 観光ガイド | 松前町 |
| | 溶接科 | 3.2～3.5 | アーク溶接特別教育 | 函館市 |
| 旭川 | OA事務科 | 6.4～6.10 | ワード(初級・実践) | 名寄市 |
| | 木工科 | 6.14～6.15 | 施工法(建具製作) | 旭川市 |
| | 木工科 | 6.21～6.22 | 施工法(家具製作) | 旭川市 |
| | 木造建築科 | 12.6～1.14 | 施工法 | 旭川市 |
| 稚内 | 自動車整備科 | 7.29～9.30 | 2級ジーゼル | 稚内市 |
| | 介護サービス科(3コース) | 9.9～10.15 | 介護福祉 | 未定 |
| | | 9.17～10.30 | 介護福祉 | 稚内市 |
| | | 9.25～10.28 | 介護福祉 | 天塩町 |
| | 配管科 | 1.16～1.17 | 建築配管 | 稚内市 |
| | 型枠施工科 | 1.23～1.25 | 型枠工事 | 稚内市 |
| 土木科 | 2.23～2.27 | 1級土木施工管理技士 | 稚内市 | |
| 北見 | 観光ビジネス科 | 5.22～7.10 | 基礎英会話・ホスピタリティ | 網走市 |
| | パソコン基礎科 | 6.18～7.9 | ワープロ受験対策 | 遠軽町 |
| | 木工技術科 | 6.21～6.22 | 技能検定受験対策 | 北見市 |
| | 鉄工技術科 | 7.1～7.11 | 技能検定受験対策 | 北見市 |
| | プレゼンテーション技術科 | 7.16～8.7 | プレゼンテーション応用活用 | 遠軽町 |
| | 介護実務科 | 7.25～9.30 | 介護支援専門員試験受験対策 | 網走市 |
| | パソコン基礎科 | 8.20～9.10 | 表計算受験対策 | 遠軽町 |
| | パワーポイント活用科 | 8.26～9.30 | ビジュアル資料作成 | 北見市 |
| | CAD科 | 9.2～10.7 | JW-CAD基本操作 | 北見市 |
| | 自動車整備科 | 9.3～10.22 | 一級小型自動車整備士受験対策 | 北見市 |
| 室蘭 | OA事務科(3コース) | 5.26～6.13 | ワード基礎 | 室蘭市 |
| | | 6.23～7.11 | エクセル基礎 | 室蘭市 |
| | | 9.1～9.22 | パワーポイント基礎 | 室蘭市 |
| 苫小牧 | 電気工事科 | 9.10～10.3 | 第一種電気工事士学科講習 | 苫小牧市 |
| | 介護サービス科 | 10.30～11.28 | 介護福祉士学科講習 | 苫小牧市 |
| 帯広 | 経理事務科 | 5.7～6.5 | 簿記概論基礎 | 帯広市 |
| | OA事務科 | 6.9～7.9 | エクセル応用 | 帯広市 |
| | IT活用科 | 7.8～8.7 | SNS基礎 | 帯広市 |
| | 整備積算科 | 9.13～11.15 | 整備見積基礎 | 帯広市 |
| | 電気工事科(2コース) | 9.25～10.23 | 電気工事基礎 | 帯広市 |
| | | 11.25～12.10 | 電気工事応用 | 帯広市 |
| | 接客接遇科 | 10.20～10.23 | 顧客対応基礎 | 池田町 |
| 建築施工科 | 10.30～10.31 | 建築施工応用 | 帯広市 | |
| 釧路 | 情報処理科(2コース) | 7月上旬～9月上旬 | パソコン基礎講座 | 根室市 |
| | | 8月下旬～10月下旬 | SNS基本講座 | 釧路市 |
| | | 9月中旬～10月中旬 | 中国語講座 | 釧路市 |
| 障害校 | 接客ビジネス科(4コース) | 6月 | ビジネスマナー | 岩見沢市 |
| | | 7月 | | 滝川市 |
| | | 8月 | | 札幌市 |
| | | 9月 | | 札幌市 |
| | OAビジネス科 | 6月 | 表計算初級 | 旭川市 |

【ご利用方法】

- ・受講料は無料です。※テキスト代等の実費負担あり(500円～10,000円程度)
- ・本セミナーの詳細は、各高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校(砂川市)又は下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/kidou_hoka.htm

【問い合わせ先】

北海道経済部 労働局人材育成課訓練推進グループ TEL 011-204-5358

6. 自動車関連産業人材育成事業：育

自動車関連産業への地場企業の参入を促進するため、道（道立高等技術専門学院）が産業支援機関等の人材や設備を活用した実践的な研修を実施し、質の高い技術者の育成をお手伝いします。

◇ 支援内容

地場企業の要望を受け、人材育成課・高等技術専門学院が、在職者向けの研修をコーディネーターの上実施し、目指す製品製造に必要な人材の技術力向上を図ります。

- ・研修単位～12時間以上、5名以上
- ・受講料～教材費、テキスト代等10,000円（一人当たり）

| 研修分野 | 研修内容(例) |
|-------|--|
| 全 般 | ・品質管理/QC活動 等 |
| 機 械 系 | ・機械加工分野/汎用機械、NC加工 等 ・機械設計/CAD応用技術 ・測定分野/各種測定法、三次元測定 等 ・機械保全分野 等 |
| 金 属 系 | ・各種溶接技法/ガス溶接、アーク溶接、TIG溶接 等 |
| 電 気 系 | ・電気工学基礎/電気理論、関連法規 ・制御系分野/PLC（シーケンス制御） ・電気保全分野 等 |

- ・オーダーメイド型研修、地場企業の望む研修カリキュラム、研修実施のための関係機関との調整

<講師>

- ・産業支援機関、大学・研究機関等へ依頼します。

◇ 対象となる方

自動車関連産業への参入・拡大を目指す地場企業の従業員（在職者）

【U R L】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/zidousya.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 労働局人材育成課産業人材グループ TEL 011-204-5098

7. 中小企業大学校旭川校の研修制度 : 育

(独) 中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校旭川校では、道内の中小企業の活力ある人材を育成するため、中小企業の経営者・経営幹部、管理者、後継者等を対象に、道内中小企業の課題や地域ニーズを踏まえた「自社課題解決型」を中心とした研修を行っています。

◇ 平成26年度研修事業計画 (33コース)

| | 研修コース名 | 研修日程 | 受講料 |
|----|-------------------------------------|-------------------------------|---------|
| 1 | 建設業向け現場管理者リーダーシップ向上講座 | 2014年4月9日(水)～2014年4月11日(金) | 31,000 |
| 2 | 財務力強化シリーズ(1) 管理者のための財務講座(決算書の見方編) | 2014年4月16日(水)～2014年4月18日(金) | 31,000 |
| 3 | 管理者養成講座(基本編) | 2014年4月21日(月)～2014年4月24日(木) | 38,000 |
| 4 | 利益率を高める在庫管理実践講座 | 2014年5月14日(水)～2014年5月16日(金) | 31,000 |
| 5 | 営業力強化シリーズ(1) 営業力強化のための部下育成術 | 2014年5月19日(月)～2014年5月21日(水) | 31,000 |
| 6 | 経営トップセミナーⅠ 組織の活力を引き出すマネジメント戦略 | 2014年5月23日(金)～2014年5月24日(土) | 22,000 |
| 7 | 組織における効果的な指導法と部下育成 | 2014年6月11日(水)～2014年6月13日(金) | 31,000 |
| 8 | 財務力強化シリーズ(2) 管理者のための財務講座(財務分析編) | 2014年6月18日(水)～2014年6月20日(金) | 31,000 |
| 9 | 営業力強化シリーズ(2) 効率的な新規開拓力 | 2014年6月23日(月)～2014年6月25日(水) | 31,000 |
| 10 | 経営管理者養成コース | 2014年7月8日(火)～2014年7月11日(金) | 293,000 |
| | | 2014年8月4日(月)～2014年8月7日(木) | |
| | | 2014年9月9日(火)～2014年9月12日(金) | |
| | | 2014年10月7日(火)～2014年10月10日(金) | |
| | | 2014年11月11日(火)～2014年11月14日(金) | |
| | | 2014年12月9日(火)～2014年12月12日(金) | |
| 11 | 組織を活かすコミュニケーション講座 | 2014年7月14日(月)～2014年7月16日(水) | 31,000 |
| 12 | 営業力強化シリーズ(3) 成約率をあげる交渉力 | 2014年7月22日(火)～2014年7月24日(木) | 31,000 |
| 13 | 財務力強化シリーズ(3) 経理体制・仕組みづくり講座 | 2014年8月19日(火)～2014年8月21日(木) | 31,000 |
| 14 | 生産現場におけるコストダウン | 2014年8月25日(月)～2014年8月27日(水) | 31,000 |
| 15 | 営業力強化シリーズ(4) 顧客価値を高める提案営業の進め方 | 2014年9月17日(水)～2014年9月19日(金) | 31,000 |
| 16 | 品質管理と現場改善の推進 | 2014年9月24日(水)～2014年9月26日(金) | 31,000 |
| 17 | 経営者・幹部のための経営戦略実践講座 | 2014年10月2日(木)～2014年10月3日(金) | 38,000 |
| | | 2014年11月6日(木)～2014年11月7日(金) | |
| 18 | 現場責任者のための労務管理講座 | 2014年10月14日(火)～2014年10月16日(木) | 31,000 |
| 19 | 経営トップセミナーⅡ | 2014年10月17日(金)～2014年10月18日(土) | 22,000 |
| 20 | 管理者養成講座(実践編) | 2014年10月20日(月)～2014年10月23日(木) | 38,000 |
| 21 | 生産管理と自社課題解決実践講座 | 2014年10月23日(木)～2014年10月24日(金) | 38,000 |
| | | 2014年11月25日(火)～2014年11月26日(水) | |
| 22 | 新政策コース①<政策要請研修> | 2014年11月17日(月)～2014年11月18日(火) | 22,000 |
| 23 | 営業力強化シリーズ(5) 営業部門管理者養成講座 | 2014年11月19日(水)～2014年11月21日(金) | 31,000 |
| 24 | 女性管理者養成講座 | 2014年12月3日(水)～2014年12月5日(金) | 31,000 |
| 25 | 海外取引の契約実務と海外販路開拓の進め方<政策要請研修> | 2015年1月13日(火)～2015年1月15日(木) | 31,000 |
| 26 | 経営トップセミナーⅢ (校外) | 2015年1月16日(金)～2015年1月17日(土) | 22,000 |
| 27 | 業務改革推進実践講座 | 2015年1月19日(月)～2015年1月21日(水) | 58,000 |
| | | 2015年3月11日(水)～2015年3月13日(金) | |
| 28 | 運送業のための経営力を高めるロジスティックス戦略 | 2015年1月27日(火)～2015年1月28日(水) | 22,000 |
| 29 | 経営に活かす人材育成の考え方・進め方 | 2015年2月5日(木)～2015年2月6日(金) | 38,000 |
| | | 2015年3月5日(木)～2015年3月6日(金) | |
| 30 | 新政策コース②<政策要請研修> | 2015年2月9日(月)～2015年2月10日(火) | 22,000 |
| 31 | 一日でわかる戦略的会計(札幌開催)<政策要請研修> | 2015年2月13日(金) | 16,000 |
| 32 | 財務力強化シリーズ(4) キャッシュフロー経営と利益・資金計画の進め方 | 2015年2月17日(火)～2015年2月20日(金) | 38,000 |
| 33 | 経営者・幹部のためのリーダーシップ向上講座 | 2015年2月23日(月)～2015年2月25日(水) | 31,000 |

中小企業大学校旭川校の研修受講に際しては、「キャリア形成助成金」や、市町村・商工会議所・商工会・信用金庫等の助成制度がご利用いただけます。講座によっては該当しない場合がありますので、詳しくは事前に北海道労働局や各機関へお問い合わせください。

【ご利用方法】

・本研修についての詳細は、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>

【問い合わせ先】

中小企業大学校旭川校 Tel 0166-65-1200

8. 電源地域振興センターの人材育成事業、産品相談・商談会 : 育

電源地域を対象に、地域を担う人材の育成や産品相談・商談会などを通じて、人づくり、ものづくりの面から地域活性化のお手伝いをします。

◇ 概要

● 人材育成事業

研修テーマは協働によるまちづくり、企業誘致による地域活性化、農業の活性化、少子高齢化対策、地域ブランド戦略、海外研修等、地域の活性化に関わるニーズの高いテーマで実施しています。

※研修のテーマ・時期・参加費・研修場所等の最新情報は、ホームページをご確認ください。
<http://www2.dengen.or.jp/html/works/kensyu/kensyu04.html>

● 産品相談・商談会

電源地域の特産品の開発・改良及び販路拡大を目的に、当財団の永年にわたる流通業界とのネットワークを活かし、百貨店・スーパーのバイヤー及びパッケージデザイナー等より具体的なアドバイスが受けられる面談を募集し開催する【定期開催型】、電源地域の求めに応じ企画し開催する【現地開催型】【随時開催型】の3つの型で実施します。

【定期開催型】：東京（7月、11月）、福岡（2月）で開催

【現地開催型】：バイヤー等を現地（地元）へ派遣し開催

【随時開催型】：事業者の方の首都圏出張等の機会に合わせ個別面談を開催

※なお、【現地開催型】は、実施準備期間として2ヶ月程度を要しますので、実施時期がお決まりの場合はお早めにご相談ください。

詳細は以下のホームページをご覧ください。

<http://www2.dengen.or.jp/html/works/hanbai/sanpin.html>

◇ 対象者

<人材育成事業>

電源地域の市町村・都道府県等の行政職員、各種団体、事業者、NPO、個人、電力会社等で電源地域の振興に関わっている方が対象です。

※開催の1～2ヶ月前に市町村の担当部署に手続き案内を送付しておりますので、希望される場合は市町村の担当部署を経由してお申し込みください。

また、以下のURLからもお申し込み頂けます。

<http://www2.dengen.or.jp/html/works/kensyu/index.html>

<産品相談・商談会>

①電源地域の市町村内に本社または営業所・工場などが所在する団体・事業者。

②その団体・事業者の発展が地域振興に寄与するものであること。

③市町村が参加産品を「地域特産品」として推薦するもの。

※市町村等からの申込みとさせて頂いておりますので、電話で事前にご相談願います。

◇ 事業費用（両事業ともに対象経費の助成はありません。）

<人材育成事業>

参加費用、研修に係る旅費及び宿泊費は、参加者のご負担となっております。
 （研修の参加費に旅費等は含まれません。）

<産品相談・商談会>

参加費用、旅費、サンプル代等は参加者のご負担となります。

【URL】

<http://www2.dengen.or.jp/index.html>

【問い合わせ先】

一般財団法人電源地域振興センター地域振興部 振興業務課

TEL03-6372-7305

9. 創業者フォローアップ支援強化事業：起

新規創業者の早期廃業の抑止や経営の安定化を図るため、専門家による継続的な経営診断・経営指導を実施するとともに、創業者同士の交流会を実施します。

◇ 民間活力活用創業者経営改善密着支援事業

創業間もない企業を定期的・継続的に訪問し、売上実績等数値データのほかに、売場の状況なども現場で確認しながら経営課題の早期発見・早期是正を促すとともに、その対応状況も引き続き継続的にフォローアップすることにより、早期に経営を軌道に乗せていくための支援をします。

<対象となる方>

- ・創業1・2年程度の方

<ご利用方法・費用負担等>

- ・本事業の委託を受けた民間の専門家にお問い合わせください。
- ・本事業のご利用には一定の自己負担が必要となります。なお、ご希望により本事業の事業期間終了後も引き続き本事業の委託を受けた民間の専門家による継続支援が可能です。

◇ 創業者フォーラム開催事業

創業者同士の交流を図り、取引の拡大や相互補完、新規事業開始のきっかけづくり、モチベーションの維持・向上の場として「北海道創業者フォーラム」を開催します。

<場所・回数等>

札幌市内にて年2回開催

<対象となる方・費用負担等>

- ・創業を志す方、創業間もない方
- ・参加無料

【問い合わせ先】

北海道経済部 経営支援局中小企業課中小企業支援グループ TEL 011-204-5331

10. 問題解決手法研修会：育

地場企業のQCD（品質・価格・納期）対応力強化を目的に、従業員の能力向上に効果的であるQCサークル活動の導入・定着を図るため、QCサークル北海道支部と共催で研修会を開催します。

◇ 研修内容

道では、QCサークル北海道支部と共催で、職場第一線で活躍されている社員の皆様を対象に、QCサークル活動による職場の問題解決・改善に役立つ手法の基礎を学びステップアップする講座を開催します。

QCサークル活動は、大手製造業で導入され現場の改善と人材育成に大きな成果を上げ、その後、事務・販売・サービス部門、医療・福祉、自衛隊などを含む様々な業種と部門で実践され効果を上げています。

- ・QC的問題解決の手順と進め方の基本講義
- ・グラフ、パレート図などによるQC手法講義、演習

<講師>

- ・QCサークル北海道支部役員・幹事

◇ 対象となる方

職場の問題解決・改善を目指す従業員（在職者）等

◇ 開催予定

- <道央地区> 平成26年7月4日（金）（札幌市）札幌高等技術専門学院 1階研修室
- <道東地区> 平成26年9月17日（水）（帯広市）十勝総合振興局 3階講堂
- <道南地区> 平成26年10月24日（金）（函館市）渡島総合振興局 3階講堂
- <道央地区> ミニ発表会（企業の改善事例発表）
平成26年7月31日（木）（札幌市）エア・ウォーター研修センター 1階研修室

※開催日の1ヶ月前頃に募集を開始します。詳細は次のURLをご覧ください。

【ご利用方法】

- ・受講料は無料です。
- ・詳しくは下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/qc/index.html>

【問い合わせ先】

北海道経済部 労働局人材育成課産業人材グループ TEL 011-204-5098

1. 北海道中小企業応援ファンド事業(加速的創業促進支援事業) : 起

道内に主たる事業所を設けて、新たに事業を起こそうとする方による新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。

◇ 支援内容、対象となる方

| 対象者 | 対象事業 | 助成限度額及び助成率 |
|-----|--------------------------------------|----------------|
| 創業者 | 新規に事業を開始することに伴う新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取組 | 100万円 2/3以内 |

【ご利用方法】

・募集時期－平成26年6月20日まで。詳しくは下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.hsc.or.jp>

【問い合わせ先】

(公財)北海道中小企業総合支援センター 産業育成部 Tel 011-232-2403
北海道経済部 産業振興局産業振興課 産業企画グループ Tel 011-204-5311

2. 北海道中小企業応援ファンド事業(地域資源活用型新産業創出支援事業) : 新

地域資源を活用した競争力ある商品づくりやブランド化など事業化実現に向けた取組を支援します。

◇ 支援内容、対象となる方

| 区分 | 対象者 | 対象事業 | 助成限度額及び助成率 |
|----------------|-----------------|--|------------------|
| 地域資源活用型事業化実現事業 | 中小企業者等 | 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組 | 300万円 2/3以内 |
| 地域ブランド販路拡大支援事業 | 1次産業団体 商工団体等 | 地域ブランド化に向けた戦略の策定から販路拡大の一連の取組 | 500万円/年 2/3以内 |

【ご利用方法】

・募集時期－平成26年6月20日まで。詳しくは下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.hsc.or.jp>

【問い合わせ先】

(公財)北海道中小企業総合支援センター 産業育成部 Tel 011-232-2403
北海道経済部 産業振興局産業振興課 産業企画グループ Tel 011-204-5311

3. 北海道中小企業応援ファンド事業 (産業クラスター形成促進事業) : 新 技

地域における優位性のある産業を核に、関連企業や研究機関の協働による産学官や産業間の連携を図りながら実施する地域の強みや特色を活かした産業おこしの取組を支援します。

◇ 支援内容、対象となる方

| 区 分 | 対象者 | 対 象 事 業 | 助成限度額及び助成率 |
|---------------------|--------------------------------------|--|---------------------|
| 事業シーズ可能性 拡大支援事業 | 道内の産業支援 機関と中小企業 者等による共同 事業体 | 地域における新事業展開等のアイデアを ビジネスプラン段階にレベルアップ するために必要な小規模な試作・開発やテスト事業等の試行 | 200万円 2 / 3 以内 |
| 市場適応能力高度 化促進支援事業 | | 開発した商品やサービスの質の向上を図ることで 市場適応能力を高める など、事業化を軌道に乗せるための一連の取組 | 300万円 2 / 3 以内 |
| ブランド化促進支 援事業 | | 道内で生産・供給される商品・サービスの改良、新商品・新サービスの開発から販路開拓、PR戦略の確立等の 北海道ブランド化 に向けた一連の取組 | 1,000万円 2 / 3 以内 |

【ご利用方法】

・募集時期—平成26年6月20日まで。詳しくは下記までお問い合わせください。

【U R L】

<http://www.hsc.or.jp>

【問い合わせ先】

(公財)北海道中小企業総合支援センター 産業育成部 TEL 011-232-2403
北海道経済部 産業振興局産業振興課 産業企画グループ TEL 011-204-5311

4. 地域若年者雇用奨励事業 : 起新若

道内（札幌市を除く）で行う新規開業・新事業展開に伴い、若年者（39歳以下）を2名以上正規雇用した場合に、雇用奨励金と事業費補助金を交付します。

◇ 支援内容

| | |
|--------|--|
| 雇用奨励金 | 正規雇用の若年者1人につき、 ・2～10人 15万円（既卒3年以内の者は20万円） ※上限10人 |
| 事業費補助金 | 補助対象経費の1/2以内 上限100万円 (補助対象経費) ①設備投資資金（機械装置・器具備品等） ②運転資金（賃借料・外注委託費・光熱費等） ③既卒3年以内の者に係る人材育成経費 |

◇ 対象となる方

中小企業者、中小企業団体、NPO法人、公益法人、社会福祉法人、農林漁業協同組合等

◇ 対象事業

次のいずれにも該当する事業

- ・札幌市を除く道内市町村で行う新規開業・新事業展開
- ・事業の着手から1年以内に、若年者（39歳以下）を正規雇用として2名以上新たに雇い入れ、かつ、3ヶ月以上継続雇用すること

【ご利用方法】

- ・事業計画書を（総合）振興局に提出し、認定を受けてください。
- ・募集時期－26年7月1日（必着）。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/jakunen_shorei.htm

【問い合わせ先】

北海道経済部 労働局雇用労政課 地域雇用再生グループ TEL 011-204-5349
各総合振興局・振興局 商工労働観光課

5. 北海道農商工連携ファンド事業 : 新

地域の強みや特色を活かした農林漁業者と中小企業者等との連携による新商品・新サービスの開発などの事業化実現に向けた取組を支援します。

◇ 支援内容、対象となる方

| 対象者 | 対象事業 | 助成限度額及び助成率 |
|--------------------------|-------------------------------------|---|
| 農林漁業者と中小企業者等で構成される任意グループ | 新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組 | 200万円/年 (機械等開発500万円/年) 食分野 2/3以内 その他 1/2以内 |

【ご利用方法】

詳しくは下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.do-shokoren.com>

【問い合わせ先】

北海道商工会連合会 地域振興部 TEL 011-251-0102
北海道経済部 産業振興局食関連産業室 食クラスターグループ TEL 011-204-5979

6. 中小企業の競争力の強化を図るための助成措置(北海道産業振興条例)：新 技 育

中小企業の競争力を強化するため、マーケティングや製品開発、人材育成、研究開発等の取組に対し助成します。

◇ 支援内容

| 対象事業名 | 対象となる事業内容 | 対象経費、補助率 | 限度額 | |
|----------------|---|--|--|-------------------------------------|
| マーケティング支援事業 | 中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う 各種市場調査や展示会等 (道内において行われるものを除く。)への 出展 に係る経費に対し補助する事業 | 市場調査委託費、出展料、展示工事費、旅費、輸送費等の 1/2以内 | 200万円 | |
| アドバイザー等招へい支援事業 | 一般分 | 中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う技術開発及び生産管理、マーケティング等の 専門アドバイザー等の招へい に係る経費に対し補助する事業 | 滞在費、往復の交通費及び報酬の 1/2以内 | 50万円/人 (100万円/1企業) |
| | 特定産業分野枠 | 立地企業(自動車・電子部品製造業等加工組立型工業の事業者)との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業若しくは環境・エネルギー産業(リサイクル、リデュース、リユースを除く)の中小企業者等が、原価の引き下げや生産管理の合理化等コスト競争力等の課題解決を図るために行う 専門コンサルタントの招へい に係る経費に対する補助 | 滞在費、往復の交通費及びコンサルタント料の 1/2以内 | 200万円 |
| 産業人材育成支援事業 | 中小企業者が新分野・新市場進出等を目指した従業員等の 先進企業や研修機関への派遣 に要する経費並びにMBAやMOT等の専門職大学院や産業人材育成に資する 大学院への派遣 に要する経費に対する補助 | 滞在費、往復の交通費、入学金及び授業料の 1/2以内 | 50万円 | |
| 産学連携等研究開発支援事業 | 道内において構成員が2分の1以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等のために 大学等と連携 して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業、環境・エネルギー産業(リサイクル、リデュース、リユースを除く)に関する 研究開発 に係る経費に対し補助する事業 | 原材料費、工具費、外注加工費、技術導入費、プログラム開発費、研究者の的人件費、特許実施費等の 1/2以内 | 1,200万円 | |
| 市場対応型製品開発支援事業 | 一般分 | 中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う 製品・サービスの開発 及びこれに伴う 市場調査 等に係る経費に対し補助する事業 | 原材料費、工具費、外注加工費、技術導入費、プログラム開発費、特許実施費、システムエンジニア等的人件費、市場調査等経費の 1/2以内 | 300万円 (うち市場調査等200万円 人件費100万円) |
| | 特定産業分野枠 | 立地企業(自動車・電子部品製造業等加工組立型工業の事業者)との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業若しくは環境・エネルギー産業(リサイクル、リデュース、リユースを除く)の中小企業者等が行う 製品開発 及びこれらに伴う 市場調査 等に係る経費に対する補助 | 原材料費、工具費、外注加工費、技術導入費、プログラム開発費、特許実施費、市場調査等経費の 2/3以内 (市場調査等 1/2以内) | 500万円 (うち市場調査等200万円) |

【ご利用方法】

・募集時期—平成26年5月30日まで。詳しくは下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.hsc.or.jp/index.cgi>

【問い合わせ先】

(公財)北海道中小企業総合支援センター産業育成部

TEL 011-232-2403

北海道経済部 産業振興局産業振興課 産業企画グループ

TEL 011-204-5311

7. リサイクル産業創出事業費補助金 : 新

中小企業等が行う産業廃棄物を利用したリサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査に対する支援を実施します。

◇ 対象事業

中小企業等が行うリサイクル製品等の事業化に向けた調査研究事業～

＜実証実験＞

フィールド試験による製品の有効性、環境影響、残渣発生状況、物流ルート等の検証、原材料確保調査やコスト算定を目的として行う事業

＜市場調査＞

収益性・物流・販路等のマーケティング調査等を目的として行う事業

◇ 対象となる方・補助率等

| 補助対象事業者 | 補助率 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|---|-------------------------------------|--|---------------------------------|
| ①北海道内に主たる事務所又は事業所を有する者（NPO法人を含む） ②概ね上記の者で構成されるグループ | 事業費の 3 / 4 以内 (大企業のみの場合1/2以内) | 原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、人件費、その他 | 500万円以内 (市場調査のみの場合は、200万円以内) |

◇ 採択基準

- ・相当量が埋立てされるなど、リサイクルの取組みが遅れている産業廃棄物が原料
- ・基礎研究を終了するなど、リサイクルの効果が明らかになっている新技術等に関する計画
- ・有効性、環境影響、市場性等について具体的な課題を有している 等

【ご利用方法】

- ・採択基準に該当する事業から、審査委員会の審査を経て採択されます。
- ・事業認定申請書を作成し提出するなど手続が必要です。
- ・募集時期－26年5月16日まで。詳しくはお問い合わせ下さい。(審査委員会の審査があります。)

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 産業振興局環境・エネルギー室 環境産業グループ TEL 011-204-5320

8. 新連携支援事業 : 新

異分野の複数の中小企業が連携し、単独ではできなかった新商品・新サービスの開発・販売を行う取組（新連携）を支援します。

◇ 支援対象及び補助額

| | |
|-------------|--|
| ＜計画認定の必要あり＞ | <p>新連携計画の認定を受けた連携体の代表者が、当該計画に従って行う新商品・新役務の研究開発及びそれに係る試作品の製造、販路開拓等に係る経費について補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 : 補助対象経費の 2 / 3 以内 ・補助金額: 試作・開発費を申請する場合 100万円以上 3,000万円以内/件 試作・開発費を申請しない場合 100万円以上 2,500万円以内/件 |
|-------------|--|

【ご利用方法】

- ・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/sinjigyo.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済産業局産業部中小企業課 新事業促進室 TEL 011-709-2311 (内線2577)

補助金(1~23)

9. 道産エネルギー技術開発支援事業：新技

本道のエネルギー資源や道内技術シーズを活かし、道内大学や公設試験研究機関など共同で行うエネルギー関連技術の研究開発事業を支援します。

◇ 対象事業

- ・低炭素型関連技術（新エネルギー、高断熱・高気密住宅、省エネルギー、次世代自動車）
- ・循環型関連技術（バイオマス、環境保全関連技術）

◇ 対象となる方・補助率等

| 補助対象事業者 | 補助率 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|--|--------------|--|-----------|
| ①道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（NPO法人等を含む） ②①を含む複数法人による共同体（コンソーシアム） | 補助対象経費の2/3以内 | 原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、人件費、その他 | 1,000万円以内 |

◇ 対象事業の要件

- ・事業成果が、事業化や商品化に結びつくことが見込まれること。
- ・研究及び開発しようとする事業に対して必要な基礎研究、調査及び知見を有していること。
- ・事業成果を利用する需要者との連携等が積極的に図られるものであること。等

【ご利用方法】

- ・募集時期－26年5月16日まで。詳しくはお問い合わせ下さい。（審査委員会の審査があります。）

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 産業振興局環境・エネルギー室 環境産業グループ TEL 011-204-5320

10. 道産エネルギー製品開発支援事業：新

本道の気候条件や、自然エネルギー資源、技術シーズを活用し、低炭素社会の実現に資する製品開発に係る実証実験、市場調査を支援します。

◇ 対象事業

製品の有効性、環境影響、原材料確保調査やコスト算定を目的として行う実証事業、または実証事業及び収益性・物流・販路等のマーケティングを行う市場調査（市場調査のみは対象外）

◇ 対象となる方・補助率等

| 補助対象事業者 | 補助率 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|--|--------------|--|---------|
| ①道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（NPO法人等を含む） ②①を含む複数法人による共同体（コンソーシアム） | 補助対象経費の2/3以内 | 原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、人件費、その他 | 300万円以内 |

◇ 対象事業の要件

- ・研究開発を終了し、低炭素化への効果が明らかであること。
- ・市場への投入にあたり、具体的な課題を有していること。
- ・意欲があり、支援により速やかな事業実現が期待できること。
- ・事業内容が、道内への波及効果が高いと見込まれること。等

【ご利用方法】

- ・募集時期－26年5月16日まで。詳しくはお問い合わせ下さい。（審査委員会の審査があります。）

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 産業振興局環境・エネルギー室 環境産業グループ TEL 011-204-5320

11. 環境・エネルギープロジェクト形成促進事業：新 技

道内の事業者が開発した積雪寒冷地特有の製品や技術を核として、複数の事業者が連携して、それぞれの製品や技術を要素として組み合わせて行う新しい製品・システムの開発事業を支援します。

◇ 対象事業

- ・新エネルギー関連技術（バイオディーゼル活用システム、雪氷冷熱・風力・太陽光関連機器、地中熱ヒートポンプなど）
- ・省エネルギー関連技術（高断熱・高気密住宅関連技術、寒冷地向け燃料電池、コージェネレーションシステム、LEDなど）

◇ 対象となる方・補助率等

| 補助対象事業者 | 補助率 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|---|------------------|--------------------------------------|-----------|
| ①道内に事務所又は事業所を有する法人（NPO法人等を含む） ②①に掲げる者が代表者となる複数事業者による共同体（コンソーシアム） | 補助対象経費の 1/2以内 | 原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、その他 | 1,500万円以内 |

◇ 対象事業の要件

- ・事業成果が、道内の事業者が開発した製品や技術の市場拡大に繋がることが見込まれる製品開発であること。
- ・複数の事業者が連携し、競争力強化を図る製品開発であること。

【ご利用方法】

- ・募集時期－26年5月16日まで。詳しくはお問い合わせ下さい。（審査委員会の審査があります。）

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 産業振興局環境・エネルギー室 環境産業グループ TEL 011-204-5320

12. 地域産業資源活用支援事業：新

各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を支援します。

◇ 支援対象及び補助額

| | |
|-------------|--|
| <計画認定の必要あり> | <p>北海道の基本構想に定められた地域資源を活用して、地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者が、当該計画に従って行う新商品・新役務の開発、販路開拓等に係る経費について補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：補助対象経費の2/3以内 ・補助金額：100万円以上3,000万円以内/件 (共同事業：100万円以上4,000万円以内/件) |
|-------------|--|

【ご利用方法】

- ・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/chiki.htm#02>

【問い合わせ先】

北海道経済産業局産業部中小企業課 新事業促進室 TEL 011-709-2311 (内線2578)

補助金(1~23)

13. 農工商等連携対策支援事業 : 新

農林漁業者と中小企業者が共同で行う新商品・新役務の開発等に係る事業や、一定の要件を満たす一般社団法人、一般財団法人又はNPO法人が農工商等連携事業に取り組む事業者等に対して行うセミナー・研修等を支援します。

◇支援対象及び補助額

| | |
|--|---|
| 事業化・市場化支援事業 <計画認定の必要あり> | 農工商等連携事業計画の認定を受けた中小企業者等が、当該計画に従って行う 新商品・新サービスの開発、それに係る試作・開発、販路開拓等 に係る経費について補助します。 ・補助率: 補助対象経費の2/3以内 ・補助金額: 試作・開発費を申請する場合 100万円以上3,000万円以内/件 試作・開発費を申請しない場合 100万円以上2,500万円以内/件 |
| 連携体構築支援事業(支援機関型) <計画認定の必要あり> | 農工商等連携支援事業計画の認定を受けた 一般社団法人・一般財団法人又はNPO法人 が、当該計画に従って行う農工商連携事業に取り組む事業者等への セミナー、研修、交流イベント等 に係る経費を補助します。 ・補助率: 補助対象経費の2/3以内 ・補助金額: 100万円以上2,000万円以内/件 |

【ご利用方法】

・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/noushoukou.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済産業局産業部中小企業課 新事業促進室 TEL 011-709-2311 (内線2577)

14. 戦略的基盤技術高度化支援事業 : 技

中小企業のものづくり基盤技術(精密加工、立体造形等11分野)の高度化に資する研究開発から試作段階までの取組を支援します。

◇支援内容

| | |
|--------|--|
| 研究開発期間 | 2年度又は3年度 |
| 研究開発規模 | 初年度 4,500万円以下 2年度目 初年度の補助金交付決定額の2/3以内 3年度目 初年度の補助金交付決定額の半額以内 (※補助率: 大学・公設試等 定額、それ以外2/3) |
| 対象経費 | 研究開発に直接必要となる機器設備費、労務費、事業費等の経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費 |

◇対象事業

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(中小ものづくり高度化法)に基づく高度化指針に沿って策定され、研究開発拠点の所在地を管轄する経済産業局の認定を受けた特定研究開発等計画が対象となります。

◇応募対象者

特定研究開発等計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者と事業管理機関及び研究実施機関等の協力者によって構成される**共同体**を基本とします。

【ご利用方法】

・募集時期や詳しい要件については、下記までお問い合わせください。

【URL】

公募要領、様式等は当局ウェブサイトからダウンロードできます。
<http://www.hkd.meti.go.jp/hokis/20140410/index.htm>

【問い合わせ先】

経済産業省 北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課 TEL 011-709-1784

15. 企業立地を促進するための助成措置 (北海道産業振興条例) : 設

◇ 支援内容

| 類型 | 区分 | 対象業種 | 対象地域 | 新設 増設 | 補助要件 ・投資額 ・雇用増 | 助成内容 | | |
|----------------------|-----------------------|---|---|--------------------|---|---|----------------------------------|----------------------------------|
| | | | | | | 助成額 | 限度額 | 通算 限度額 |
| 類型 I | 成長 産業 分野 | 自動車関連製造業 | 全道 (札幌市を除く) (植物工場は、工業 団地又は工場適地 に限る。) | 新設 | 5 億円以上 20人以上 | 投資額の10% | 15億円 注6 | 20億円 |
| | | | | 増設 | | 投資額の5% | | 5億円 |
| | | | | 新設 | | 投資額の10% | | 10億円 注6 |
| | | 電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業 | | 増設 | 10億円以上 1人以上 | 投資額の5% | 3億円 | - |
| | | | | 新設 | | 投資額の5% | 1億円 | |
| | | 新エネルギー供給業 (「太陽光をエネルギー源とした発電事業のみ、当面の間対象外」) データセンター事業 | | 新設 | 一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 注4 20億円以上 5人以上 | 投資額の10% | 一般型 3億円 環境配慮型 5億円 | 一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 |
| | | | | 増設 | | 投資額の5% | 一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円 | 同一企業につき |
| | 基盤技術産業 | 新設 | 2,500万円以上 5人以上 | 投資額の10% | 3億円 | 13億円 | | |
| | | 増設 | | 投資額の5% | 同一企業につき | | | |
| | 本社機能移転事業 | 新設 | 事業所面積 300 ㎡以上 30人以上 | 賃料(12ヶ月)× 1/2以内 | 1,000万円 | - | | |
| 新設 | | 10億円以上 研究員5人以上 | 投資額の10% | 10億円 | 13億円 同一企業につき | | | |
| 発展 基盤 施設 分野 | 自然科学研究所 | 全道 | 増設 | 5億円以上 研究員5人以上 | 投資額の5% | 3億円 | 13億円 同一企業につき | |
| | | | 新設 | 20億円以上 20人以上 | 投資額の10% | 10億円 | | |
| | 高度物流関連事業 | 全道 (札幌市を除く) | 新設 | 20億円以上 20人以上 | 投資額の10% | 10億円 | 13億円 同一企業につき | |
| 増設 | 投資額の5% | 3億円 | | | | | | |
| 類型 II | 市町村 連携 促進 分野 | 市町村が行う立地助成措置の対象 であること(企業立地促進法適用 地域)において指定集積業種) ・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター事業 ・植物工場 | 特別対策地域 注3 | 新設 増設 | 2,500万円以上 5人以上 | 投資額の4% 特別対策地域に該当 し、かつ企業立地促 進法の集積区域にお ける指定集積業種に 該当する新設の場合 のみ 投資額の8% 雇用増1人あたり 50万円(雇用増が 6人以上の場合6人 目から支給) | 1億円 | 投資助成 3億円 同一企業につき |
| | | | 企業立地促進法適用 地域 (札幌市の区域に あつては、特認事 業者が新設する場 合に限る) 注5 | | | | | |
| | | 工業団地 (札幌市を除く) | 新設 | 5,000万円以上 | 投資額の8% | 1億円 | | |
| | | (製造業に限る。ただし植物工場を含む。) (植物工場は、工業団地又は工場適地に限る。) | 増設 | 5人以上 | 投資額の4% | | | |

- 注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。
また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型IIにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。
- 2 類型Iから類型IIまでの区分のうち、いずれか一つの区分の補助金の交付を受けることができます。
- 3 特別対策地域とは、農村地域工業等導入促進法などの地域関係開発法の適用地域です。
- 4 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいう。
- 5 特認事業者とは、企業立地促進法第14条第3項又は第16条第3項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
- 6 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

| 自動車関連製造業 | | 電気・電子機器製造業、医薬品製造業 | |
|-------------|------|-------------------|------|
| 雇用増 | 限度額 | 雇用増 | 限度額 |
| 20人以上50人未満 | 5億円 | 20人以上50人未満 | 5億円 |
| 50人以上100人未満 | 10億円 | 50人以上 | 10億円 |
| 100人以上 | 15億円 | | |

【ご利用方法】

助成を受けるためには、工場等の工事着手の60日前から工事着手後30日以内に立地計画の認定申請をし、立地計画の認定を受けておくことが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinho/joseido.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 産業振興局産業振興課 立地支援グループ TEL 011-204-5324

16. 企業誘致強化人材育成事業費補助金 : 育

自動車関連企業をはじめとしたものづくり産業の企業立地を促進するため、立地企業が地元就職者に独自に実施する人材育成事業に対し、費用の一部を助成します。

◇ 対象となる方

- ①道内において工場等を新設する計画を有し、当該工場等の操業に先立って必要な従業員を道内に雇用した企業
- ②道内に工場等を有し、設備投資又は従業員の増設計画を有する企業。ただし、北海道産業振興条例（北海道条例第68号）に基づく従業員派遣及び専門家の招聘に係る支援対象となる事業は除く。

◇ 対象事業

工場等における生産等の事業の拡張等に伴って必要であり、かつ、道内で雇用した従業員を対象として実施する人材育成事業

<オーダーメイド型人材育成事業>

独自にカリキュラムの作成や講師の招聘などを行う研修事業

<遠隔地派遣型人材育成事業>

道外研修施設や親会社等に派遣して行う研修事業

◇ 対象業種

| 主要業種 | 関連業種 |
|------------|--|
| 輸送用機械器具製造業 | プラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、情報サービス、化学工業、木材・木製品製造業 |

◇ 対象経費、助成額及び限度額

| 区分 | 補助対象経費 | 助成額 | 限度額 |
|----------------|---|-----------|-------|
| オーダーメイド型人材育成事業 | 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸経費、その他知事が特に必要と認めた経費 | 補助対象経費の8割 | 80万円 |
| 遠隔地派遣型人材育成事業 | 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸経費、その他知事が特に必要と認めた経費 | 補助対象経費の8割 | 160万円 |

【ご利用方法】

- ・募集時期－随時
- ・助成を受けるためには、事業実施前に申請する必要があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部 産業振興局産業振興課 立地支援グループ TEL 011-204-5324

17. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 (F補助金) : 新設雇

原子力立地地域において、雇用増加を生む企業に一定期間にわたり、電気料金の実質的割引措置になる補助金を交付します。

◇ 対象地域 原子力立地地域 (泊村、共和町、神恵内村、岩内町)

◇ 対象となる方

原子力立地地域などの周辺地域で新設・増設 (契約電力の増があること) した3人以上の雇用をもたらす企業であり、地域の産業振興に貢献するなど必要と認められる企業に、都道府県を通じて交付します。

◇ 補助要件

- ① 新規立地や工場等の増設に伴う契約電力の増があること。
- ② 新たな雇用者の増加数が3人以上あること。
- ③ 新たな投資額 (固定資産) が一定額以上あること。(※特例加算を受ける場合のみ要件)
 - ・ 所在市町村：新設500万円 (増設250万円)
 - ・ 隣接市町村：新設1,000万円 (増設500万円)

◇ 交付期間

新增設した翌期から概ね8年

◇ 交付額

以下の基準で算出した額を交付額とし、新增設(*1)した半期の翌半期から概ね8年間 (雇用人数が3人を下回った場合は、その半期は不交付) 交付します。

契約電力分 (①) + 特例加算分 (②) = 算定交付額

上記で求めた算定交付額と③の交付限度額 (イ：支払電気料金、ロ：算定電気料金) との比較を行い、最も低い額を交付額として決定します。

① 契約電力分 増加した契約電力に、支払電気料金に応じて定めた単価を乗じて算定した金額

$\text{契約電力}^{(*2)} \times (\text{算定単価} - \text{交付金単価})^{(*3)} \times \text{電気料金支払月数}$

② 特例加算分 増加した雇用人数に応じて算出した金額 $\text{増加した雇用人数} \times 300,000\text{円}^{(*4)}$

③ 交付限度額

イ 支払電気料金：半期における実電気料金 \times 係数^(*5) - (実契約電力 \times 交付金単価 \times 支払月数)

ロ 算定電気料金：算定契約電力 \times (算定単価 \times 係数^(*6) - 交付金単価) \times 支払月数

*1 増設の場合は、基本的に「増設後の契約kW - 増設前の契約kW」

*2 交付額算定上の契約電力は、雇用効果が3人以上20人未満の企業は1,500kW、20人以上の企業は2,500kWが限度となります。

*3 直前の電気料金支払い実績に応じて補正されます。また、電源立地地域対策交付金の交付対象地域では、当該交付金単価との差額分が本補助金の交付単価となります。さらに、給付金加算等措置に係る単価が定められている市町村においては、算定単価から交付金単価及び加算給付金を差し引いたものが本補助金の交付単価となります。

*4 単価は、隣接市町村の場合、所在市町村の半額となります。

*5 所在、隣接 (旧隣接)、隣接 (旧外部) により異なる係数となります。

*6 所在、隣接 (旧隣接)、隣接 (旧外部) により異なる係数となります。

◇ 特例加算の対象 (交付金額の加算措置)

- ・ 製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している特定業種が特例加算の対象となります。
- ・ 地方公共団体で支援制度を整備している特定業種については、都道府県又は市町村における企業立地の促進等を目的とした条例に基づくもの等をいいます。

◇ 特例増設の対象 (交付期間の取扱い)

本補助金の交付を受ける事業者が、新たに増設を行う場合において、次に掲げる要件を満たす場合、2回に限り、更に交付期間を延長することが可能となります。

(ア) 上記の補助要件①、②を満たすこと。

(イ) 所在市町村：投資額 (固定資産) が250万円以上であること。

(ウ) 隣接市町村：投資額 (固定資産) が500万円以上であること。

(エ) 製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している特定業種であること。

【ご利用方法】

・ 募集期間 上期受付分 平成26年4月1日～4月22日

下期受付分 概ね平成26年10月1日～31日頃まで受付予定 (詳しくはご確認下さい。)

・ 詳しい要件・募集期間等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www2.dengen.or.jp/html/works/yuchi/index.html>

【問い合わせ先】

北海道経済部 産業振興局産業振興課 立地支援グループ TEL 011-204-5324

18. 空知・釧路産炭地域総合発展基金の助成措置：起新技設雇育

空知産炭地域5市1町（芦別市、赤平市、歌志内市、三笠市、夕張市及び上砂川町）及び釧路産炭地域1市4町（釧路市、釧路町、厚岸町、白糠町及び浦幌町）を対象地域として、新産業創造等に資する事業に対する取組に対し、市町を通じて空知・釧路産炭地域総合発展基金を活用して助成します。

◇ 助成対象事業及び対象者

| 対象事業 | 事業主 | 事業内容 | 助成対象者 |
|--------------------|----------------|--|--|
| 新産業創造等事業 | 企業、一団、グループ、体など | 食、観光、IT、バイオ、住宅、環境・リサイクル、生活関連産業などの産業分野、地場資源の活用及び業のつくりに係る起業・新分野進出及び新技術・新商品開発に真に必要な事業 | 1 地域における新産業シーズの発掘、マーケティング・販売ルート開拓及び事業化計画策定など起業化に要する経費 2 企業の経営多角化、産学官連携による研究開発、産業クラスター研究会・異業種間交流事業、成長分野産業との連携など新分野進出に要する経費 3 新技術開発に係る専門家の招へい・研究機関への社員派遣などによる人材育成、新技術・新製品・新サービスPRなど、新技術・新製品開発に要する経費 4 新技術を用いた製品の高付加価値化、量産化などに必要な施設・設備などに要する経費 |
| その他、新たな産業の創造に必要な事業 | 企業、一団、グループ、体など | 新たな投資や雇用開発効果などがある真に必要な事業 | 新たな設備投資や雇用増に繋がる事業に要する経費 |
| | | その他、会長が特に必要と認める事業 | 会長が特に必要と認める事業に要する経費 |

◇ 支援の内容

○助成率 2 / 3 以内

【ご利用方法】

- ・当助成事業は、各市町の助成制度に基づき、市町が企業等に助成する場合に、基金を活用して助成するものです。
- ・各市町ごとに要件、手続き等が異なりますことから、内容等については、各市町担当窓口までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.santan.jp/>

【問い合わせ先】

産炭地域市町
 (一社)北海道産炭地域振興センター TEL 011-210-0130
 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 産炭地・保安グループ TEL 011-204-5321

19. 建設業経営基盤強化等補助金 : 新 技 育

道内の中小建設業者等が行う新分野への進出や企業間連携による建設市場での新たな事業の展開のほか、建設業等からの離職者が行う新分野への進出に要する経費の一部を補助し、新分野進出・新事業展開を支援します。

◇ 対象事業

| 区 分 | 定 義 |
|--------------|--|
| 新分野進出の検討及び準備 | 下記に掲げる新分野進出の検討及び準備のために行う取組 |
| 新分野進出 | ① 中小建設業者等が行う次のいずれかの取組 ア 建設業を営む者が行う日本標準産業分類において建設業以外の大分類の業種区分の事業への進出 イ 建設業を営む者が、公共工事以外の受注拡大を目的に行う、日本標準産業分類における建設業内の小分類を異にする業種区分の事業への進出 ウ 土木建築サービス業を営む者が行う日本標準産業分類において土木建築サービス業以外の業種区分の事業への進出 エ 建設業又は土木建築サービス業を営む者が行う、国際分野への進出に向けた取組 ② 建設業者等からの離職者が設立した中小企業者が行う日本標準産業分類における建設業及び土木建築サービス業以外の業種区分の事業への進出 |
| 新事業展開 | 企業間連携(合併、事業譲渡、中小企業団体の設立、2社以上の建設業者等のほか建設業者等と異業種の事業者等で構成する企業連携体)により建設市場における新技術・新工法の開発、新たなサービスの提供を行う取組 |

◇ 対象となる方

- ① 中小建設業者又は中小土木建築サービス業者
- ② 建設業者等からの離職者が設立した中小企業者
- ③ 中小建設業者等と異業種の事業者等で構成する企業連携体

◇ 補助率等

- ・ 補助率：補助対象経費の **2分の1以内**
- ・ 限度額：**300万円以内**

【ご利用方法】

- ・ 本補助費は、「新分野進出等事業化計画」を募集し、その中から優秀な計画を認定して、その計画の実施に要する経費の一部を助成します。
- ・ 募集時期－平成26年4月21日(月)から5月30日(金)まで

【U R L】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/ksgs/>

【問い合わせ先】

北海道建設部 建設管理課 建設業サポートグループ TEL 011-204-5810

20. 中小企業・小規模事業者人材対策事業 : 雇 若

新卒者や育児等で一度退職し、再就職を希望する女性等が、中小企業・小規模事業者の生産現場等で職場実習を行う際の技能習得支援に係る費用を助成する事業です。

◇新卒者就職応援プロジェクト

新卒者（平成23年3月以降に高校・大学等を卒業した未就職者）に対し、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、中小企業・小規模事業者で実施する職場実習（いわゆるインターンシップ）を支援します。

コーディネート機関※が事前カウンセリングから実習終了までをきめ細かく支援するとともに、実習生に対しては日額最大7,000円の技能習得支援助成金を支給します。

※キャリアバンク：011-251-0130 マイナビ：011-222-7827

◇中小企業新戦力発掘プロジェクト

育児等で一度退職し、再就職を希望する女性等（新戦力）に対し、職場経験のブランクを埋める機会を提供するため、中小企業・小規模事業者で実施する職場実習（いわゆるインターンシップ）を支援します。

コーディネート機関※が事前カウンセリングから実習終了までをきめ細かく支援するとともに、実習生に対しては日額最大7,000円の技能習得支援助成金を支給します。

※キャリアバンク：011-251-0776 マイナビ：011-222-7827 パソナ：011-241-2171

【ご利用方法】

・各プロジェクトのコーディネート機関にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

経済産業省 北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策課

TEL 011-700-2327

21. 【期間限定】戦略産業雇用創造プロジェクトの助成制度：設 雇

設備投資等に伴い新たに雇用する場合、メリットが大きい特別な助成として、利子補給や国の「地域雇用開発奨励金」の特例支給（上乗せ支給）を受けることができます。

◇ 支援内容、対象となる方

北海道では、国の補助を受けて「戦略産業雇用創造プロジェクト」として、食関連産業や自動車関連を主体としたものづくり産業の振興と一体となった雇用の創造に取り組んでいます。

このプロジェクトを運営する「北海道産業雇用創造協議会」の賛助会員に加入した事業者は、平成27年度末までの期間限定で、北海道全域において2つの助成制度をご利用できます。

＜融資＞ 国から最大1%の利子補給（最長5年間）

賛助会員企業が、1人以上の雇用増加を伴う事業を展開するに当たって、指定金融機関から融資を受ける場合、所定の要件を満たせば、厚生労働省から最大1%の利子補給（助成）による負担軽減を最長5年間受けることができます。

（指定金融機関は、北洋銀行、北海道銀行、大地みらい信用金庫、日本政策投資銀行。なお、札幌信用金庫、渡島信用金庫が指定予定。（H26.4現在））

＜奨励金＞ 地域雇用開発奨励金の特例支給（上乗せ支給）

賛助会員企業が、新たに設備投資し、所定期間内に3人（創業は2人）以上従業員を雇い入れ、支給要件を満たせば、北海道労働局から地域雇用開発奨励金に、一人当たり50万円が上乗せ助成（1年目のみ）されます。

◇ 対象となる方

下記対象業種に該当する企業

・ 自動車関連を主体とするものづくり分野

輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、情報サービス業、化学工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、倉庫業、その他の事業サービス業（コールセンター業に限る）

・ 食関連産業分野

食料品製造業、農業（植物工場に限る）、飲料・たばこ・飼料製造業、生産用機械器具製造業、倉庫業、飲食料品卸売業、化学工業、一部の飲食店

【ご利用方法】

- ・ 募集時期－随時
- ・ 助成制度のご利用に当たっては、「北海道産業雇用創造協議会」の賛助会員に加入する必要があります。手続き方法など詳細はお問い合わせください。

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

【問い合わせ先】

北海道産業雇用創造協議会事務局

北海道経済部 労働局雇用労政課 労働企画グループ

Tel 011-231-4111（内線26-766）

Tel 011-204-5353

補助金(1~23)

22. 戦略的省エネ促進事業：設

先進的な省エネ技術等の導入可能性調査及び省エネ技術の普及啓発活動を支援します。

◇ 対象事業

- ①先進的な省エネ技術等の導入に向けた事業可能性調査
- ②道内で計画的に実施する省エネ技術の普及啓発活動

◇ 対象となる方・補助率等

| 補助対象事業者 | 補助率 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|--|--------------|---------------------------|---------|
| ①道内に事業所を有する法人 ②道内企業の業界団体や複数企業のコンソーシアム | 補助対象経費の1/2以内 | 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、委託料 その他 | 300万円以内 |

◇ 対象事業の要件

- ①モデル性及び省エネ効果の高い省エネ技術等の導入可能性調査であり、道内への波及効果が高いと見込まれること ほか
- ②全道規模で計画的に実施する事業であること ほか

【ご利用方法】

- ・募集時期－26年5月16日まで。詳しくはお問い合わせ下さい。(審査委員会の審査があります)

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/26senryaku.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 産業振興局環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ TEL 011-204-5319

23. 食のリサイクルトップランナー育成事業：新

道内の食に関連する産業廃棄物を利用して、リサイクル製品を製造する事業者が当該製品を用いて地域ブランドを構築する取組を支援します。

◇ 対象事業

地域で排出された食に関連する廃棄物を原料としたリサイクル製品を用いて、地域ブランドを構築する取組

◇ 対象となる方・補助率等

| 補助対象事業者 | 補助率 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
|---|-----------|------------------------------|---------|
| ①道内の食に関連する産業廃棄物を利用してリサイクル製品を製造し、道内に主たる事務所又は事業所を有する法人 ②①を代表者とする複数事業者による共同体(コンソーシアム) | 事業費の1/2以内 | 原材料・副材料費、機械装置費、外注委託費、人件費、その他 | 340万円以内 |

◇ 対象事業の要件

- ・事業実施地域で排出された食に関連する産業廃棄物を利用したリサイクル製品を用いること
- ・地域ブランド構築に向け、事業実施地域で多様な主体の連携による検討が図られること。
- ・ブランド化に向けて専門家の助言を受けること。
- ・地域ブランド化に用いるリサイクル製品そのものの開発ではないこと。

【ご利用方法】

- ・募集時期－26年5月16日まで。詳しくはお問い合わせ下さい。(審査委員会の審査があります。)

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 産業振興局環境・エネルギー室 環境産業グループ TEL 011-204-5320

1. 地域雇用開発奨励金 : 起新設雇

同意雇用開発促進地域及び過疎等雇用改善地域において、事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を雇い入れた場合に、一定額を助成します。

◇ 助成額

設置・整備に要した費用（300万円以上）、雇入れ人数（3人以上（創業の場合は2人））に応じて、下記の金額を1年ごとに3回支給します。

| 設置・整備に 要した費用 | 対象労働者の数 | | | |
|------------------------|---------|-------|--------|-------|
| | 3(2)~4人 | 5~9人 | 10~19人 | 20人以上 |
| 300万円以上 1,000万円未満 | 50万円 | 80万円 | 150万円 | 300万円 |
| 1,000万円以上 3,000万円未満 | 60万円 | 100万円 | 200万円 | 400万円 |
| 3,000万円以上 5,000万円未満 | 90万円 | 150万円 | 300万円 | 600万円 |
| 5,000万円以上 | 120万円 | 200万円 | 400万円 | 800万円 |

◆ 創業と認められる場合は、支給額の1/2を第1回に上乗せ支給

◆ 戦略産業雇用創造プロジェクト参加事業主は協議会指定人数について1人あたり50万円を第1回目に上乗せ支給

() 内は創業の場合

【ご利用方法】

- ・施設の設置等や求職者の雇い入れを行う前に、所定の計画書を提出し、その計画が完了した旨の届（最大1年6か月）を提出するなど手続が必要です。
- ・戦略産業雇用創造プロジェクト参加事業主は同意雇用開発促進地域事業主とみなされます。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/120427.html

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） Tel. 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

2. 通年雇用奨励金 : 雇

季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成します。

◇ 支給額

1 事業所内就業及び事業所外就業の場合

申請対象者1人あたり1対象期間に支払った賃金の1/2（第1回目は2/3）
限度額 1人あたり54万円（第1回目は71万円） 継続3回まで

2 業務転換の場合

申請対象者1人あたり業務転換を開始した日から6か月の期間に支払った賃金の1/3
限度額 1人あたり71万円 1回限り

3 休業の場合

1対象期間に支払った賃金及び、1休業期間に支払った休業手当（最大60日分）の1/3
（第1回目は1/2）
限度額 1人あたり54万円（新規継続労働者は71万円） 2回まで

4 職業訓練の場合

季節的業務に係る職業訓練の経費の1/2（季節的業務以外の職業訓練は2/3）
限度額 1人あたり3万円（季節的業務以外は4万円） 3回まで

5 新分野進出の場合

事業所の設置等に要した経費の1/10
限度額 500万円 継続3回まで

6 季節トライアル雇用

トライアル雇用終了後、常用雇用に移行した日から6か月の期間に支払った賃金の1/2の額から、トライアル雇用により支給されたトライアル雇用奨励金の額を減額した額
限度額 71万円 1回限り

【ご利用方法】

- ・厚生労働大臣が指定する業種（林業、建設業、水産食料品製造業等9業種）の事業主が対象です。（季節トライアル雇用は指定業種以外の事業主が対象）
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei.html>

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel. 011-709-2311（内線3682）
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

給付金(1~25)

3. トライアル雇用奨励金 : 雇若高

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を短期間（原則3か月間）試行的に雇用（トライアル雇用）する場合に、一定額を助成します。

◇ 助成額

試行雇用労働者1人につき月額4万円（最長3か月分）

なお、雇用期間が1か月に満たない月がある場合は就労日数に応じた額を支給

◇ 対象となる労働者

「職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者」であって、要件を満たし、かつ、職業相談を通じて公共職業安定所長がトライアル雇用が必要であると認めた者

【ご利用方法】

- ・トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める対象労働者を安定所・紹介事業所等の紹介で雇い入れることが条件となります。
- ・障害者トライアルに関しては49ページ12番をご参照ください。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/c-top.html>

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業安定課若年雇用対策係 TEL 011-709-2311（内線3675）
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

4. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金） : 雇高障

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賞金相当額の一部を助成します。

◇ 対象となる労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る。）

60歳以上の者、身体・知的・精神障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者など。

◇ 支給額

- 1 高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等
支給額： 90万円（大企業50万円）
助成期間： 1年（6か月毎に1/2支給）
- 2 1のうち短時間労働者
支給額： 60万円（大企業30万円）
助成期間： 1年（6か月毎に1/2支給）
- 3 身体障害者、知的障害者
支給額： 135万円（大企業50万円）
助成期間： 1年6か月（大企業1年）（6か月毎に1/3（大企業1/2）支給）
- 4 3又は精神障害者のうち短時間労働者
支給額： 90万円（大企業30万円）
助成期間： 1年6か月（大企業1年）（6か月毎に1/3（大企業1/2）支給）
- 5 重度障害者、45歳以上の身体障害者及び知的障害者又は精神障害者（短時間労働者を除く）
支給額： 240万円（大企業100万円）
助成期間： 2年（大企業1年6か月）（6か月毎に1/4（大企業1/3）支給）

【ご利用方法】

- ・職業紹介を受けた日に失業等の状態にある者（被保険者でない者）を雇い入れることが条件となります。
- ・各種要件がありますので、ご不明な点・手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/c-top.html>

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） TEL 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

5. 特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金)：雇高

65歳以上の離職者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、週20時間以上の労働者（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る）として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します。

◇ 支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6カ月毎に第1期、第2期に分けて次の額を支給します。

- ・対象労働者の一週間の**所定労働時間が30時間以上**
支給額 **90万円**（大企業50万円）…第1・2期 各45万円（大企業25万円）支給
- ・対象労働者の一週間の**所定労働時間が20時間以上30時間未満**
支給額 **60万円**（大企業30万円）…第1・2期 各30万円（大企業15万円）支給

◇ 対象労働者

以下のすべての要件を満たす者に限ります。

- ① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の者
- ② 雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者
- ③ 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者
- ④ 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上あった者

【ご利用方法】

- ・対象労働者を1年以上継続して雇用（期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用）することが確実であると認められる事業主であるなどの要件があります。
- ・各種要件がありますので、ご不明な点・手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei.html>

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） Tel. 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

6. 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)：雇

東日本大震災による被災離職者等を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して1年以上雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します。

◇ 対象となる労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る。）

震災により離職された者、または被災地域居住者など。

（震災後週20時間以上の労働者として同一事業主に6カ月以上雇用されたことのある方は該当とはなりません）

◇ 支給額

- 1 一般労働者（週30時間以上）
支給額： **90万円**（大企業50万円）
助成期間： 1年（6カ月毎に1/2支給）
- 2 短時間労働者（週20時間以上30時間未満）
支給額： **60万円**（大企業30万円）
助成期間： 1年（6カ月毎に1/2支給）

※ この助成金の対象となる労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業所1回のみ上記支給額に加え、中小企業90万円（大企業50万円）を上乗せ助成する。

【ご利用方法】

- ・平成23年5月2日以降雇入れることが条件となります。
- ・対象労働者を1年以上継続して雇用（期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用）することが確実であると認められる事業主であるなどの要件があります。
- ・各種要件がありますので、ご不明な点・手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/c-top.html>

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） Tel. 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

7. 高齢者雇用安定助成金（高齢者活用促進コース）：高

高齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施した事業主に対し、助成金を支給します。

◇ 助成額

環境整備計画の期間内に要した支給対象経費に、1/2（中小企業2/3）を乗じて得た額を支給。

※ ただし、支給申請日の前日において当該事業主に1年以上雇用される60歳以上の雇用保険被保険者のうち、支給対象となる高齢者活用促進の措置の対象となる者の数に20万円を乗じて得た額（その額が1,000万円を超える場合は1,000万円）を上限とします。

◇ 主な受給要件

企業内における高齢者の活用促進を図るための「高齢者活用促進の措置」を、次の(1)~(2)によって実施した場合に受給することができます。

(1)環境整備計画の認定

高齢者の活用促進のための次の[1]~[4]のいずれかの「高齢者活用促進の措置」を内容とする「環境整備計画」を作成し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出してその認定を受けること

[1]新たな事業分野への進出等による高齢者の職場または職務の創出

[2]機械設備、作業方法または作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の就労の機会の拡大

[3]高齢者の就労の機会を拡大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しまたは導入

[4]労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

(2)高齢者活用促進の措置の実施

(1)の環境整備計画に基づき、当該環境整備計画の実施期間内に「高齢者活用促進の措置」を実施すること。

※その他、高齢法第8条及び第9条を遵守していることや雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【ご利用方法】

・詳細については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy_sokusin.html

【問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道高齢・障害者雇用支援センター

Tel 011-200-6685

8. 高齢者雇用安定助成金（高齢者労働移動支援コース）：高

高齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者又はハローワークの紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対し、助成金を支給します。

◇ 助成額

対象被保険者の雇入れ1人につき70万円を支給。

※短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）の場合は1人につき40万円を支給。

◇ 対象となる労働者

他の企業での雇用を希望する、定年を控えた65歳未満の雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）

◇ 対象となる事業者

対象労働者を次の[1]～[4]のすべての条件によって雇い入れること

[1]対象労働者が在籍する事業所の定年に達する日から起算して1年前の日から当該定年に達する日までの間に、当該対象労働者との間で労働契約（採用内定を含む）を締結すること

[2]対象労働者とその労働者が在籍する事業所の事業主との間で、[1]によって移籍をすることについて同意していること

[3]対象労働者を公共職業安定所、産業雇用安定センター又は職業紹介事業者（雇用関係給付金の取扱いに同意書を労働局に提出している有料職業紹介事業者）の紹介により雇い入れること

[4]雇い入れた対象労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること

※その他、高齢法第8条及び第9条を遵守していることや雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【ご利用方法】

・詳細については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy_roudousien.html

【問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道高齢・障害者雇用支援センター

TEL 011-200-6685

9. 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 : 障

常用労働者数が300人以下の事業主が、障害者を多数雇用するための施設を設置整備する際の設置費用の助成を行います。

◇ 支給額

対象労働者（短時間労働者を除く）の雇入れ及び施設を設置整備が完了した日の直後の賃金締切日の翌日から起算した6カ月後を支給対象期間の第1期、以後1年ごとに第2期、第3期とし、対象労働者数に応じた次の額を支給します。

(10人以上の雇用で障害者数が全従業員の20%以上であることが必要です)

10人以上14人の雇入れで設置整備に要した費用が3000万円以上4500万円未満

第1期 1,000万円 第2・3期 500万円

15人以上の雇入れで設置整備に要した費用が4500万円以上

第1期 1,500万円 第2・3期 750万円

◇ 対象労働者

・重度身体障害者、知的障害者、精神障害者である常用労働者

【ご利用方法】

① 受給資格認定申請：対象障害者の雇入れ、雇い入れた障害者の雇用管理の方法、事業所の所在する地域における障害者雇用促進に資する取組に関する計画等を作成し申請書を提出します。

(申請期間は7月16日～9月15日または1月16日～3月15日)

② 雇入れ等の完了：受給資格認定の日の翌日から6カ月以内に対象労働者の雇入れ及び施設を設置整備を完了させます。

③ 支給申請：各支給対象期間の末日から2カ月以内に支給申請書を提出します。

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_tasuu.html

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係(障害担当) Tel. 011-709-2311 (内線3684)

ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

10. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 : 雇 障

発達障害者及び難治性疾患患者を継続して雇用する労働者として新たに雇入れ、雇用管理に関する事項を報告する事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します。

◇ 対象労働者

次のイ又はロに掲げるもの。ただし、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である者を除きます。

イ 医師の診断書等により、発達障害者であることが確認できる者

ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる難治性疾患を有すると特定疾患医療受給者証もしくは特定疾患登録者証等で確認できる者

(イ) 難治性疾患克服研究事業のうち臨床調査研究分野の対象疾患

(ロ) 進行性筋萎縮症(筋ジストロフィー)

◇ 助成額

・短時間労働者以外の者

支給総額 135万円(大企業50万円)

第1期～第3期 各45万円(3回) (大企業は第1期・第2期 各25万円(2回))

・短時間労働者(1週間当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満)

支給総額 90万円(大企業30万円)

第1期～第3期 各30万円(3回) (大企業は第1期・第2期 各15万円(2回))

【ご利用方法】

・対象労働者をハローワークの紹介により一般被保険者として雇入れ、助成金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められることが必要です。

・ハローワーク職員が事業所訪問を行い、雇用管理等の状況を確認及び指導することとなります。

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu_nanchi.html

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係(障害担当) Tel. 011-709-2311 (内線3684)

ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

11. 精神障害者等雇用安定奨励金：障

精神障害者の雇用を促進し職場定着を図るため、精神障害者の雇入れや休職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し一定額を支給します。

◇ 取り組み内容と支給額

ハローワークの紹介で雇い入れた精神障害者が働きやすい職場づくりをするために下記のいずれかの取り組みを行った事業主に支給します

・精神障害者を支援する専門家の活用

精神障害者の雇用管理に関する業務を行う精神保健福祉士等の専門家を新たに雇用又は委嘱した場合に**対象期間の賃金または委嘱に要する経費の1/2を支給**

・精神障害者を支援する専門家の養成

社内の専門人材を養成するため、3年以上雇用している労働者に精神保健福祉士等の養成課程を履修・修了させ対象労働者の雇用管理業務を担当させた場合の**養成課程の履修に要した費用の1/2を支給**

・社内理解促進奨励金

従業員に精神障害者の支援に関する講習を受講させた場合支給

講習に要した費用の1/2(1期・2期の合計支給額は25万円を上限)

・ピアサポート体制整備奨励金

既に雇用されている精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合に、**配置した社内精神障害者の賃金の1/2(25万円を上限)**

・休職した対象精神障害者の代替要員確保の対象経費

対象期間において代替要員に支払われた賃金の1/2

(休職した精神障害者の賃金が上限です)

【ご利用方法】

・精神障害者の雇入れ日から起算して6カ月後の日を第1期、次の6カ月を第2期とし、各期の末日から2カ月以内に、申請書と各取組にかかる関係書類を提出します。

・詳しい要件、手続き等については下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/seishin_antei.html

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 TEL 011-709-2311 (内線3684)

ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

12. 障害者トライアル雇用奨励金・障害者短時間トライアル雇用奨励金：雇 障

障害者雇用の経験が乏しく障害者の雇入れに躊躇している事業主が、就職が困難な求職者を短期間(原則3か月間)試行的に雇用(トライアル雇用)する場合に、一定額を助成します。

◇ 支給額

1 障害者トライアル雇用奨励金

対象労働者1人当たり**月額4万円**(最大3か月)

現在障害者を雇用しておらず障害者雇用のノウハウが乏しい事業所に係る事業主に限ります。

欠勤等により就労日数が就労予定していた日数より少ない場合は減額支給又は不支給になる場合があります。

2 障害者短時間トライアル雇用奨励金

対象労働者1人当たり**月額2万円**(最大12か月)

※ 障害者短時間トライアル雇用とは

ハローワークに求職登録している精神障害者・発達障害者を、原則3か月以上12か月以内、週10時間以上20時間未満の雇用契約で雇入れ、**徐々に就労時間を延長し、週20時間以上働くことを目指していきます。**

【ご利用方法】

・ハローワークの紹介により対象労働者を障害者トライアル雇用、または障害者短時間トライアル雇用として雇入れることが条件となります。

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 TEL 011-709-2311 (内線3684)

ハローワーク(公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

給付金(1~25)

13. 重度知的・精神障害者職場支援奨励金 : 障

重度知的障害者又は精神障害者の雇用を促進し職場定着を図るため、対象労働者をハローワーク等の紹介により雇入れ、職場支援員の配置を行う事業主に対して助成します。

◇ 支給額

支給期間は2年間で、支給対象期ごとに支給されます。(6ヶ月ごとに分けて支給されます)

- ・対象労働者が短時間労働者以外 支給額 月額4万円(大企業月額3万円)
- ・対象労働者が短時間労働者 支給額 月額2万円(大企業月額1万5千円)

※職場支援員とは

対象労働者が行う業務について1年以上の実務経験を有し、かつ、次の①～⑤のいずれかに該当する者をいいます。

- ①特例子会社または重度障害者多数雇用事業所での障害者の指導に関する経験が1年以上の者
- ②重度知的障害者又は精神障害者を雇入れた事業所での障害者の指導に関する経験が2年以上ある者
- ③障害者福祉施設、障害者就労支援機関、精神科・心療内科などでの障害者の相談業務の経験が1年以上ある者
- ④障害者職業生活相談員、産業カウンセラー、精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士、臨床発達心理士、看護師、保健師のいずれかの資格を有する者
- ⑤職場適応援助者研修修了者

◇ 対象労働者

- ・雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の重度知的障害者または精神障害者

【ご利用方法】

- ・職場支援員について、継続して雇用する雇用保険被保険者として雇用しており、対象労働者の雇入れ日から3ヶ月以内に配置を行います。
- ・対象労働者の雇入れ日又は職場支援員の配置のどちらか遅い方の日から3ヶ月以内に計画書の提出が必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については下記までお問い合わせください。

【URL】 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiteki_seishin.html

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 TEL 011-709-2311 (内線3684)
ハローワーク (公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

14. 障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金) : 雇 障

過去3年間に障害者を雇用したことがない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる50~300人規模)が初めて身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用した場合に、一定額を支給します。

◇ 支給額

対象労働者1人目を雇用した日の翌日から3ヵ月後の日までに法定雇用障害者数以上の障害者の雇入れを完了させた場合、120万円支給。

短時間労働者は1人を0.5人とみなし、重度身体障害者及び重度知的障害者は1人で2人分(重度身体障害者又は重度知的障害者を短時間労働者として雇い入れる場合は1人分)とみなします。

◇ 対象労働者

身体障害者、知的障害者、精神障害者

(雇い入れられた日現在において65歳未満の者に限る。)

【ご利用方法】

- ・公共職業安定所の紹介により、対象労働者を一般被保険者として雇い入れ、奨励金の支給後も引き続き雇用する必要があります。雇入れ完了日の直後の賃金締切日の翌日から6カ月経過後、支給申請。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai sha/intro-joseikin.html>

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 TEL 011-709-2311 (内線3684)
ハローワーク (公共職業安定所) ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

15. キャリアアップ助成金： **若 育**

非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、一定の取組を実施した事業主に対して助成金を支給します。

◇主な助成内容

1. 正規雇用等転換コース

正規雇用等に転換または直接雇用（以下「転換等」という）する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合などに助成します。

<助成額>

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①有期雇用から正規雇用への転換等 | 1人当たり40万円（30万円） |
| ②有期雇用から無期雇用への転換等 | 1人当たり20万円（15万円） |
| ③無期雇用から正規雇用への転換等 | 1人当たり20万円（15万円） |

対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円を加算します。

平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、転換等をした場合、1人当たり①50万円（40万円）、③30万円（25万円）を支給します。

派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人当たり10万円を加算します（加算額は中小・大企業ともに同額）。

（ ）内は大企業の場合。

上記を実施する前に労働協約または就業規則に、正規雇用等への転換規定を定めておく必要があります。なお、1年度1事業所当たり15人まで（②は10人まで）を上限とします。

2. 人材育成コース

有期契約労働者等に対して職業訓練を行う事業主に対して助成するものであり、有期契約労働者等の職業能力開発を通じたキャリアアップを目的としています。

<主な要件>

対象労働者に対して次の（1）～（3）の要件に該当する訓練を実施するための「職業訓練計画」を作成して、管轄の労働局長の認定を受けること

- （1）OFF-JTのみの訓練（一般職業訓練）または、OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練（有期実習型訓練）であること。
- （2）一般職業訓練の場合、訓練時間が20時間以上の訓練であること
- （3）有期実習型訓練の場合、以下の①～④のすべてを満たしていること
 - ① 実施期間3か月以上6か月以下の訓練であること
 - ② 総訓練時間数が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上であること
 - ③ 総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること
 - ④ 訓練修了後にジョブ・カード様式4（評価シート）により職業能力の評価を行うこと

<支給額>

- ・Off-JT ～ 賃金助成 1人1時間当たり800円（500円）
経費助成 1人当たりOff-JTの訓練時間数に応じた次の額

| | |
|----------------|------------|
| 100時間未満 | 10万円（7万円） |
| 100時間以上200時間未満 | 20万円（15万円） |
| 200時間以上 | 30万円（20万円） |
- ・OJT ～ 訓練実施助成 1時間あたり700円（700円）

（ ）内は大企業の場合。また、1年度1事業所当たり500万円を上限とします。

◇その他

助成金の利用に当たっては、雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置し、事前に「キャリアアップ計画」を作成したうえで、管轄労働局長の認定を受ける必要があります。

また、上記のほか、**処遇改善コース**、**健康管理コース**、**短時間正社員コース**、**短時間労働者の週所定労働時間延長コース**も利用することができますので、詳しい要件、手続き等については下記までお問い合わせください。

【U R L】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課分室 Tel 011-788-9132

ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

16. キャリア形成促進助成金 : 育

年間職業能力開発計画を作成し、これに基づいた職業訓練を実施した場合に、訓練に要した経費や訓練実施期間中の賃金の一部などを助成します。

◇ 助成金対象訓練の種類

- 1 政策課題対応型訓練
 - ①若年人材育成コース
採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練
 - ②成長分野等人材育成コース
健康、環境等の重点分野での人材育成のための訓練
 - ③グローバル人材育成コース
海外関連業務に関する人材育成のための訓練
 - ④熟練技能育成・承継コース
熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
 - ⑤認定実習併用職業訓練コース
厚生労働省の認定を受けたOJT付き訓練
 - ⑥自発的職業能力開発コース
労働者の自発的な職業能力開発についての支援
- 2 一般型訓練
政策課題対応型訓練以外の訓練

◇ 支給額

- 1 政策課題対応型訓練

| | | |
|--------|---------------------|------|
| OFF-JT | 経費助成・・・訓練に要した経費の1/2 | |
| | 賃金助成・・・受講者1人1時間当たり | 800円 |
| OJT | 実施助成・・・受講者1人1時間当たり | 600円 |
- 2 一般型訓練

| | | |
|--------|---------------------|------|
| OFF-JT | 経費助成・・・訓練に要した経費の1/3 | |
| | 賃金助成・・・受講者1人1時間当たり | 400円 |

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/22download/_119824.html

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課分室 Tel 011-788-9132

17. 両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等助成金）：環

労働者のために事業所内保育施設の設置・運営、増築又を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

◇ 事業所内保育施設設置・運営コース

従業員のための保育施設を事業所内に設置する場合に、その設置、運営、増築に係る費用の一部を助成します。

- ＜助成額＞
- ・ **設置費** 新築又は購入した費用の **2/3**（大企業 1/3）（2,300万円（大企業 1,500万円）を限度）
 - ・ **運営費** 運営に要した費用の **2/3**（大企業 1/2）（施設規模や運営形態に応じて限度額あり）
 - ・ **増改築** 増築に要した費用の **1/2**（大企業 1/3）（1,150万円（大企業 750万円）を限度）

※助成額については、施設規模等による査定があり、減額することがあります。

【ご利用方法】

- ・ 助成金の支給を受ける場合は、保育施設の設置前に北海道労働局長の認定を受ける必要があります。
- ・ 詳細は、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【問い合わせ先】

北海道労働局雇用均等室 Tel 011-709-2311（内線3572）

18. 両立支援等助成金（子育て期短時間勤務支援助成金）：環

事業主等が小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、利用者が出た場合に一定額を助成します。

◇ 支給額

制度利用者労働者が最初に出た場合

中小企業事業主 40万円 左記以外の事業主 30万円

2人目以降の制度利用労働者が出た場合

中小企業事業主 15万円（5人目まで） 左記以外の事業主 10万円（10人目まで）

【ご利用方法】

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ていること等が必要です。
- ・ 労働協約又は就業規則（以下、「就業規則等」）に育児休業制度等について規定している必要があります。
- ・ 短時間勤務制度利用開始前に短時間勤務制度を就業規則等に制度化し、その制度に基づく短時間勤務の運用が行われている必要があります。
- ・ 詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【問い合わせ先】

北海道労働局雇用均等室 Tel 011-709-2311（内線3572）

19. 両立支援等助成金（中小企業両立支援助成金）：環

働き続けながら子の養育または家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等に対して、助成金を支給します。

1 代替要員確保コース

育児休業終了後、育児休業取得者を原職または原職相当職（以下「原職等」といいます）に復帰させる旨の取扱いを労働協約または就業規則に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に助成します。

対象育児休業取得者1人につき 15万円

2 休業中能力アップコース（経過措置）

育児休業または介護休業取得者が円滑に職場復帰できるよう、職場適応性や職業能力の維持回復を図る措置（職場復帰プログラム）を実施した事業主・事業主団体に助成します。

対象休業取得者1人につき 上限 21万円
（職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて算定されます）

3 継続就業支援コース（経過措置）

初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以降に出た事業主で、育児休業取得者を原職等に復帰させる旨の取扱いを労働協約または就業規則に規定し、育児休業取得者を原職等に復帰させ、1年以上継続雇用し、併せて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施した事業主に助成します。

※平成25年3月31日までに育児休業を終了し、原職等に復帰している労働者が対象となります。

1人目 40万円 2人目～5人目 15万円

4 期間雇用者継続就業支援コース

平成25年4月1日以降に期間雇用者で育児休業を取得した労働者を原職等に復帰させ、育児休業制度など職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のために研修等を実施した事業主に助成します。

※平成28年3月31日までに育児休業を終了した期間雇用者が対象となります。

1人目 40万円 2人目～5人目 15万円

※期間雇用者を、通常の労働者として復帰させた場合の加算

1人目 10万円 2人目～5人目 5万円

5 女性の活躍促進のための目標値を定め、公表し、当該目標値を達成した場合の加算

1の代替要員確保コース、2の休業中能力アップコース、4の期間雇用者継続就業支援コースについては、両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、支給額に加算があります。

支給額（1事業主当たり1回限り） 5万円

【ご利用方法】

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【問い合わせ先】

北海道労働局雇用均等室 TEL 011-709-2311（内線3572）

20. 中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース）：環

健康、環境、農林漁業分野等の重点分野等の中小企業事業主が、雇用管理責任者を選任し、新たに雇用管理制度の導入等を行い、実際に適用した場合、また、介護福祉機器を導入・運用し、導入効果の把握を行った場合に助成します。

◇ 助成額

(1) 雇用管理制度を導入した場合

| | |
|----------------------|--------|
| 評価・処遇制度 | : 40万円 |
| 研修体系制度 | : 30万円 |
| 健康づくり制度（介護サービス事業所のみ） | : 30万円 |

(2) 介護福祉機器を導入した場合（以下の合計額（税込）の1/2（上限300万円））

| |
|--|
| 介護福祉機器の導入費用 |
| 保守契約費（保守契約を締結した場合 機器の使用を徹底させるための研修費 介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修費 |

◇ 対象となる介護福祉機器

移動用リフト、自動車用車いすリフト、座面昇降機能付車いす、特殊浴槽、ストレッチャー、自動排泄処理機、昇降装置、車いす体重計

◇ 対象となる雇用管理制度等

増員に関する措置、体系的処遇改善に関する措置、報酬管理に関する措置、労働時間管理に関する措置、能力開発に関する措置、健康管理に関する措置

【ご利用方法】

- ・北海道労働局長から機器導入または制度整備に係る計画の認定を受けることが必要です。また、導入後は、機器または制度の適切な運用実施を行い、導入効果等の把握を行うことが必要です。
- ・雇用管理責任者を選任し、かつ、その選任した者の氏名と役割を事業所内に掲示するなど、職場全体に周知することが必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/roudou_kobetsu.html

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課分室 TEL 011-788-9132

21 中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）：環

健康、環境、農林漁業分野等の重点分野等の事業を営む中小企業を構成員に含む事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成します。

◇ 支給対象となる事業協同組合等の要件

次の①～④のすべてに当てはまる事業協同組合等が支給対象となります。

- ①改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等であること。
- ②健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小企業者を構成員として含む事業協同組合等であること。
- ③労働環境向上事業を行うこと。
- ④過去にこの助成金または中小企業人材確保推進事業助成金を受給したことがある場合は、事業を実施した最後の日の翌日から起算して3年を経過していること。

◇ 対象となる労働環境向上事業

支給の対象となる事業とは、次の①から④に該当する **1年間**の事業をいいます。

- ①計画策定・調査事業
- ②安定的雇用確保事業
- ③職場定着事業
- ④モデル事業普及活動事業

◇ 助成額

事業の実施に要した費用の3分の2の額を支給します。事業協同組合等の規模に応じて、1年当たりの限度額があります。また、事業をもう1年延長することができます。

| 事業協同組合等の区分 | 1年当たりの限度額 |
|---------------------------------|-----------|
| ・大規模認定組合等 (構成中小企業者数500以上) | 1,000万円 |
| ・中模認定組合等 (構成中小企業数100以上500未満) | 800万円 |
| ・小規模認定組合等 (構成中小企業者数100未満) | 1,000万円 |

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/roudou_dantai.html

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課分室 TEL 011-788-9132

22. 雇用調整助成金 : 守

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を休業、教育訓練又は出向させた場合、その手当若しくは賃金等の一部を助成します。

◇ 支給額

1 休業等の場合

助成率：休業手当相当額の2/3（大企業1/2）

限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額

支給限度日数：1年間で100日（3年間で300日）

教育訓練を実施した場合、1人1日当たり事業外訓練は3,000円（同1,500円）、事業所内訓練は1,500円（同1,000円）を加算。

2 出向の場合

助成率：出向元で負担した賃金の2/3（同1/2）

（出向前の通常賃金の1/2を限度）

限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度。

【ご利用方法】

- ・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること等の要件があります。
- ・平成25年10月及び12月に制度改正を予定しております。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） Tel. 011-709-2311（内線3685）

ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

23. 建設労働者確保育成助成金 : 育環

中小建設事業主や中小建設事業主団体が、建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための取組を行った場合に、一定額を助成します。

◇ 助成コース・助成額

① 認定訓練（経費助成）

中小建設事業主等が職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成。

助成額：対象の建設労働者 1 人 1 ヶ月当たり 4,400 円など（訓練の課程等によって助成額が異なります）

② 認定訓練（賃金助成）

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成。

助成額：対象の建設労働者 1 人 1 日当たり 4,000 円

③ 技能実習（経費助成）

中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成。

助成額：技能実習の実施に要した**実費相当額の 9 割（委託費は 7 割）**。ただし 1 つの技能実習について、1 人当たり 20 万円を上限

④ 技能実習（賃金助成）

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。

助成額：1 つの技能実習について 1 人 1 日当たり 7,000 円かつ 20 日分を上限

⑤ 雇用管理制度（整備助成）

中小建設事業主が雇用管理制度を導入・適用した場合、経費の一部を助成。

助成額：導入・適用した雇用管理制度に応じて**定額 30 万円または 40 万円**

⑥ 若年者に魅力ある職場づくり事業（経費助成（事業主））

中小建設事業主が若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成。

助成額：**実施経費の 2 / 3** かつ 200 万円を上限

⑦ 若年者に魅力ある職場づくり事業（経費助成（事業主団体））

中小建設事業主団体が若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成。

助成額：**実施経費の 2 / 3** かつ 1,000 万円または 2,000 万円を上限

⑧ 建設広域教育訓練（推進活動経費助成）

広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った場合、経費の一部を助成。

助成額：**実施経費の 2 / 3** かつ 4,500 万円～9,000 万円を上限

⑨ 建設広域教育訓練（施設設置等経費助成）

広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った場合、経費の一部を助成。

助成額：**実施経費の 1 / 2** かつ 3 億円を上限

⑩ 新分野教育訓練（経費助成）

中小建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を行う場合、経費の一部を助成。

助成額：**実施経費の 1 / 3**。新分野進出後さらに **1 / 3**（新分野教育訓練終了後および新分野事業進出後それぞれ、1 人当たり 20 万円かつ 1 対象教育訓練当たり 200 万円を上限）

⑪ 新分野教育訓練（賃金助成）

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成。

助成額：訓練終了後、新分野進出後それぞれ、**1 人 1 日当たり 3,500 円** かつ 40 日分を上限

⑫ 作業員宿舎等設置（経費助成）

中小建設事業主が被災三県に所在する作業員宿舎等を貸借した場合、経費の一部を助成。

助成額：**実施経費の 2 / 3** かつ 1 事業年度当たり 200 万円を上限

【ご利用方法】

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【URL】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei.html>

【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課分室 TEL 011-788-9132

24. 両立支援等助成金（ポジティブ・アクション能力アップ助成金）：環

ポジティブ・アクション（女性の活躍促進）の取組として、「女性の職域拡大」又は「女性の管理職登用等」に関し数値目標を定めて宣言（女性の活躍宣言コーナー等）を行い、必要な研修を実施し、期限内に数値目標を達成した事業主に助成します。

◇ 支給額

（1事業主当たり1回限り） 大企業15万円 中小企業30万円

【ご利用方法】

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

【U R L】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【問い合わせ先】

北海道労働局雇用均等室 Tel 011-709-2311（内線3573）

25. 労働移動支援助成金：守

事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者等の再就職を実現するための支援等を行った事業主及び支援対象となる労働者を雇入れ、訓練を行った事業主に対して助成します。

◇ 主な助成内容

1. 再就職支援奨励金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に委託する場合及び求職活動のための休暇を与える場合。

2. 受入れ人材育成支援奨励金

再就職援助計画等の対象となった労働者の雇入れ等を行い、それらの労働者に対してOff-JT・OJTを行った場合。

<助成額>

1 再就職支援奨励金

- ①再就職支援委託時・・・10万円
- ②再就職実現時・・・(委託総額-②-③)×1/2(2/3)
- ③訓練加算・・・6万円/月
- ④グループワーク加算・・・3回以上実施で1万円上乘せ
- ③休暇付与支援・・・4,000円(7,000円)

()内は中小企業の場合

2 受入れ人材育成支援奨励金

- ①Off-JT（賃金助成）・・・支給対象者1人1時間あたり800円
- Off-JT（経費助成）・・・実費相当額 上限30万円
- ②OJT（実施助成）・・・支給対象者1人1時間あたり700円

【U R L】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

【問い合わせ先】

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） Tel 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

1. 中小企業総合振興資金：起新技設守雇

下記の融資対象となる方に事業資金や設備資金の融資を行います。

| 資金名 | 貸付区分 | 融資対象 |
|-------------|---------------|--|
| 経営安定化資金 | 一般貸付 | ①中小企業者等 |
| | 小規模企業貸付 | ①資本金等が1,000万円以下または従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の中小企業者等 |
| | 小口事業貸付 | ①信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者（小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）が1,250万円未満であるもの） |
| | セーフティネット貸付 | ①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ②中小企業信用保険法第2条第5項に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等 ③経営安定（倒産防止）特別相談室設置の商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等 ④耐震診断義務化施設を有する中小企業者（観光業は大企業も含む）で国等補助制度を活用した者 |
| | 経営力強化貸付 | ①信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等（金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等） |
| 事業活性化資金 | 創業貸付 | ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始するあるいは2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ②中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ③事業を営んでない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの |
| | ステップアップ貸付 | ①事業拡張による事業規模の拡大や情報化の取組み、設備の近代化による経営効率化などを図ろうとする計画（ステップアップ計画）を有する中小企業者等 |
| | 成長分野 | ②①の要件に該当する中小企業者等であって、ほっかいどう産業振興ビジョンで定められた成長分野（食、観光、国際、環境・エネルギー）で事業を行おうとするもの |
| | 事業革新貸付 | ①北海道産業振興条例に基づき自社の競争力の強化を図ろうとするもの ②新技術、新製品等の開発や活用、あるいは事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行うもの ③地域における産業や商業等の活性化を図る計画に則った事業を行う中小企業者等 ④国際標準化に対応するために製造工程等の改善等を行う中小企業者等 ⑤省エネ施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等 ⑥地域における雇用の創出又は確保のための事業を行おうとするもの |
| | 成長分野 | ⑦ほっかいどう産業振興ビジョンで定められた成長分野（食、観光、国際、環境・エネルギー）へ進出するもの |
| 産業振興資金 | 企業立地貸付 | ①道内において工場や事業所の新增設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者（対象業種：製造業、自然科学研究所（成長産業分野に関連する業種に限る。）、高度物流関連事業（成長産業分野に関連する業種に限る。）、データセンター、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、コールセンター事業、新エネルギー関連産業（供給業・製造業）） |
| | 観光振興貸付 | ①道内において観光施設の新増設を行う事業者 |
| 経対特別資金 | 建設業等新分野進出特別貸付 | ①新たな事業分野への参入や事業転換、企業間連携による新事業展開を行うことによって、経営基盤の強化を図ろうとする建設業等を営む中小企業者等 |
| | 景気変動対策特別貸付 | ①経済環境の変化により、一時的に売上又は利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等 |
| 原料等高騰対策特別資金 | | ①原料等高騰の影響により売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当する中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入するもの |

| 資金名／貸付区分 | 融 資 条 件 | | | | |
|-------------------|------------------------------|---|---|------------------|------------------|
| | 融資金額 | 融資期間 | 融資利率(年率) | | 信用保証 |
| | | | 固定金利 | 変動金利 (3年超に限る) | |
| 一般貸付 | 8,000万円以内 (協同組合 2億円以内) | 10年以内 (うち据置1年以内) | 3年以内 1.8% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2% 10年以内 2.4% | 1.8% | 必要により信用保証協会の保証付き |
| 小規模企業貸付 | 5,000万円以内 | 7年以内 (うち据置1年以内) | 3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% | 1.6% | すべて信用保証協会の保証付き |
| 小口事業貸付 | 1,250万円以内 | 7年以内 (うち据置1年以内) | | | |
| セーフティネット貸付 | 1億円以内 | 10年以内 (うち据置3年以内) | 5年以内 1.3% 10年以内 1.5% | 1.3% | |
| 経営力強化貸付 | 1億円以内 | 運転資金5年以内 設備資金7年以内 借換資金10年以内 (うち据置1年以内) | 5年以内 1.3% 10年以内 1.5% | 1.3% | |
| 創業貸付 | 2,500万円以内 | 10年以内 (うち据置2年以内) | 3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% | 1.4% | すべて信用保証協会の保証付き |
| ステップアップ貸付 | 8,000万円以内 | 10年以内 (うち据置1年以内) | 3年以内 1.6% 5年以内 1.8% 7年以内 2.0% 10年以内 2.2% | 1.6% | 必要により信用保証協会の保証付き |
| 成長分野 | 1億円以内 | | 3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% | 1.4% | |
| 事業革新貸付 | 1億円以内 | 10年以内 (うち据置1年以内) | 3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% | 1.4% | |
| 企業立地貸付 | 8億円以内 | 15年以内 (うち据置2年以内) | 3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% | 1.4% | 必要により信用保証協会の保証付き |
| 観光振興貸付 | 8億円以内 (うち運転資金 2億円以内) | 設備資金20年以内 運転資金10年以内 (うち据置2年以内) | 3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% | 1.4% | |
| 建設業等新分野 進出特別貸付 | 1億円以内 | 10年以内 (うち据置3年以内) | 3年以内 1.4% 5年以内 1.6% 7年以内 1.8% 10年以内 2.0% | 1.4% | 必要により信用保証協会の保証付き |
| 景気変動対策 特別貸付 | 5,000万円以内 | 10年以内 (うち据置3年以内) | | | |
| 原料等高騰 対策特別資金 | 1億円以内 | 10年以内 (うち据置3年以内) | 5年以内 1.3% 10年以内 1.5% | 1.3% | 必要により信用保証協会の保証付き |

(注) 平成26年4月1日現在のもので、最新のものはお問い合わせのうえご確認ください。

【ご利用方法】

- ・資金の借入を希望する方は、**地元の商工会議所、商工会又は北海道中小企業団体中央会に融資あっせんの申し込み**をしてください。
- ・詳細につきましては、お問い合わせのうえご確認ください。

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youshi/shikingaiyo.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 経営支援局中小企業課 金融グループ TEL 011-204-5346
各総合振興局・振興局 商工労働観光課、小樽商工労働事務所

融資制度(1~3)

2. 地域活性化ワイド資金：新設

幅広い事業者の方々の経済活動を支援するため、事業資金の融資を行います。

◇ 対象となる方

最近1年以上、同一地区内で事業を行っている公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、NPO法人、中小企業者等。
ただし、中小企業者等にあつては農業分野へ進出するものに限る。

◇ 取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、信用金庫、信用組合

◇ 融資条件

| 融資対象者 | 公益社団法人、公益財団法人 社会福祉法人 農業分野へ進出する中小企業者等 | NPO法人 | 一般社団法人、一般財団法人 |
|-----------|--|--|----------------|
| 資金使途 | 事業資金 | | |
| 融資限度額 | 8,000万円 (運転資金は3,000万円以内) | 1,000万円以内 ただし、国や自治体から受ける公的資金の未受領により事業活動に支障がある場合は2,000万円以内 | 1,000万円以内 |
| 融資期間 | 10年以内(うち据置1年以内) | 7年以内(うち据置1年以内) ただし、公的資金の未受領により事業活動に影響がある場合は1年以内 | 7年以内(うち据置1年以内) |
| 融資利率 | 金融機関所定の利率となります | | |
| 返済方法 | 割賦返済(短期資金は一括返済可) | | |
| 信用保証及び保証料 | 融資金額のうち50%を北海道信用保証協会の保証付きとします(50%は保証なし融資)年1.08%(有担保保証の場合は年0.98%) | | |
| 担保及び保証人 | 取扱金融機関の定めるところによります | | |

(注)平成26年4月1日現在のものですので、最新のものはお問い合わせのうえご確認ください。

【ご利用方法】

- ・募集時期—随時
- ・資金の借入を希望する方は、取扱金融機関の本店・支店に直接お申し込みください。

【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/waido.htm>

【問い合わせ先】

北海道経済部 経営支援局中小企業課 金融グループ
各総合振興局・振興局 商工労働観光課、小樽商工労働事務所

TEL 011-204-5346

3. 設備資金貸付、設備貸与 : 設

創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を図ろうとする場合に、(公財)北海道中小企業総合支援センターが設備資金の貸し付け並びに設備導入を図ろうとする中小企業者に代わって設備を購入し、割賦販売又はリースします。

◇ 設備資金貸付制度の支援内容

| | |
|-------|--|
| 貸付限度額 | 設備価格の1/2以内で50万円～4,000万円 (創業前又は創業後1年未満の場合は25万円～4,000万円) (創業後1年以上5年未満の場合は50万円～6,000万円) ※産業活力再生特別措置法による認定ベンチャー企業に対しては特例措置として設備価格の2/3以内で、66万円～6,000万円 |
| 貸付利率 | 無利子 |
| 貸付期間 | 7年以内 ※公害防止施設は12年以内(うち据置期間1年以内) |

◇ 設備貸与制度の支援内容

| | 割 賦 | リ ー ス |
|-------|--------------------------------|-------------------------|
| 貸付限度額 | 100万円～8,000万円 | |
| 貸付利率 | 割賦損料率 年2.75% 保証金10% | 月額リース料率 3.004～1.406% |
| 貸付期間 | 7年以内 ※公害防止施設は12年以内(うち据置期間1年以内) | 3～7年 |

◇ 対象となる方

- ・原則として常用従業員数20人(商業・サービス業は5人)以下の**小規模企業者**(創業前1月(会社設立の場合2月)以内の創業予定者を含む。)
- ・対象設備は、創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者の経営基盤の強化に必要な設備として一定の要件を満たすもの。

【ご利用方法】

詳しくは、下記までお問い合わせください。

【U R L】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/setsubi.htm>
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/lease.htm>
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/kappu.htm>

【問い合わせ先】

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 TEL 011-232-2404
 北海道経済部 経営支援局中小企業課 近代化資金グループ TEL 011-204-5345

問い合わせ先一覧

■ 経済産業省関係

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|--|---|--------------|
| 北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策課 新規事業室 産業部 中小企業課 新事業促進室 産業立地課 資源エネルギー環境部 電力事業課 | 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 URL: http://www.hkd.meti.go.jp/index.htm | 011(709)2311 |
| (独)中小企業基盤整備機構 北海道本部 経営支援課 | 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階 URL: http://www.smrj.go.jp/hokkaido/index.html | 011(210)7471 |
| 中小企業大学校旭川校 | 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1 URL: http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/ | 0166(65)1200 |

■ 厚生労働省関係

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|--|---|--------------------------|
| 北海道労働局職業安定部職業対策課 ※雇用助成金さっぽろセンター | 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 URL: http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ ※雇用助成金さっぽろセンター ハローワーク札幌、札幌東、札幌北、江別の助成金の申請受理 | 011(709)2311 内線(3685) |
| ※雇用対策係 | ※建設労働者確保育成助成金の申請受理(認定訓練を除く) | 内線(3682) |
| 北海道労働局職業安定部 職業対策課分室 | 札幌市北区北7条西2丁目 東京建物札幌ビル7階 ※旧(独)雇用・能力開発機構北海道センターにおいて 取扱いを行っていた助成金の申請受理 | 011(788)9132 |
| 北海道労働局雇用均等室 | 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階 URL: http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/ | 011(709)2715 |
| 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道高齢・障害者雇用支援センター | 札幌市中央区北4条西4丁目1番地札幌国際ビル4階 URL: http://www.jeed.or.jp/ | 011(200)6685 |
| (財)介護労働安定センター 北海道支部 | 札幌市中央区南1条西6丁目旭川信金ビル4階 URL: http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/hokkaidou/index.html | 011(219)3157 |

■ 道内ハローワーク(公共職業安定所)

| 安定所名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|---|------------------------------|
| 札幌 | 札幌市中央区南10条西14丁目 URL: http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/ 北海道ビジネスサポート・ハローワーク 札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9階 ※助成金の活用に関する相談、申請受付 | 011(562)0101 011(200)1622 |
| 札幌東 | 札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10 URL: http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/ | 011(853)0101 |
| 江別出張所 | 江別市4条1丁目 | 011(382)2377 |
| 札幌北 | 札幌市東区北16条東4丁目3-1 URL: http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/ | 011(743)8609 |
| 函館 | 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎 分庁舎 | 0138(26)0735 |
| 八雲出張所 | 二海郡八雲町相生町108番地8 八雲地方合同庁舎 | 0137(62)2509 |
| 江差出張所 | 檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎 | 0139(52)0178 |
| 旭川 | 旭川市春光町10-58 URL: http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/ | 0166(51)0176 |
| 富良野出張所 | 富良野市緑町9-1 | 0167(23)4121 |
| 帯広 | 帯広市西5条南5丁目2 | 0155(23)8296 |
| 池田分室 | 中川郡池田町西2条2丁目10番地 | 015(572)2561 |
| 北見 | 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 | 0157(23)6251 |
| 遠軽出張所 | 紋別郡遠軽町1条通北4丁目 | 0158(42)2779 |

| | | |
|-------|--|--------------|
| 美幌分室 | 網走郡美幌町仲町1丁目4番地 | 0152(73)3555 |
| 紋別 | 紋別市南が丘町7丁目72-5 | 0158(23)5291 |
| 小樽 | 小樽市色内1丁目10番15号 URL: http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/ | 0134(32)8689 |
| 余市分室 | 余市郡余市町大川町2丁目26番地 | 0135(22)3288 |
| 滝川 | 滝川市緑町2丁目5番1号 | 0125(22)3416 |
| 砂川出張所 | 砂川市西6条北5丁目1 | 0125(54)3147 |
| 深川分室 | 深川市1条18番10号 | 0164(23)2148 |
| 釧路 | 釧路市富士見3丁目2番3号 | 0154(41)1201 |
| 室蘭 | 室蘭市海岸町1丁目20番地28 | 0143(22)8689 |
| 伊達分室 | 伊達市網代町5番地4 | 0142(23)2034 |
| 岩見沢 | 岩見沢市5条東15丁目 岩見沢地方合同庁舎 | 0126(22)3450 |
| 稚内 | 稚内市末広4丁目1番25号 | 0162(34)1120 |
| 岩内 | 岩内郡岩内町字相生199番地の1 | 0135(62)1262 |
| 倶知安分室 | 虻田郡倶知安町南一条東3丁目1番地 倶知安地方合同庁舎 | 0136(22)0248 |
| 留萌 | 留萌市大町2丁目12番地 留萌地方合同庁舎 | 0164(42)0388 |
| 名寄 | 名寄市西5条南10丁目2-2 | 01654(2)4326 |
| 士別出張所 | 士別市東4条3丁目 | 0165(23)3138 |
| 浦河 | 浦河郡浦河町塚町東1丁目5番21号 | 0146(22)3036 |
| 静内分室 | 日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピュア3階 | 0146(42)1734 |
| 網走 | 網走市大曲1丁目1番3号 | 0152(44)6287 |
| 苫小牧 | 苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎 | 0144(32)5221 |
| 根室 | 根室市弥栄町1丁目18番地 根室地方合同庁舎4階 | 0153(23)2161 |
| 中標津分室 | 標津郡中標津町東2条南2丁目1番地1 中標津経済センタービル | 0153(72)2544 |
| 千歳 | 千歳市東雲町4丁目2-6 | 0123(24)2177 |
| 夕張出張所 | 夕張市本町5丁目5番地 | 0123(52)4411 |

■北海道関係

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|--|--|------------------------------|
| 北海道庁経済部 中小企業課 産業振興課 食関連産業室 環境・エネルギー室 雇用労政課 人材育成課 建設部 建設管理課 | 札幌市中央区北3条西6丁目 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ | 011(231)4111 |
| 石狩振興局 商工労働観光課 | 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 URL: http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ | 011(204)5827 |
| 渡島総合振興局 商工労働観光課 | 函館市美原4丁目6番16号 URL: http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0138(47)9457 |
| 檜山振興局 商工労働観光課 | 檜山郡江差町字陣屋町336-3 URL: http://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0139(52)6641 |
| 後志総合振興局 商工労働観光課 小樽商工労働事務所 | 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 URL: http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ 小樽市富岡1丁目14番13号 | 0136(23)1362 0134(22)5525 |
| 空知総合振興局 商工労働観光課 | 岩見沢市8条西5丁目 URL: http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0126(20)0065 |
| 上川総合振興局 商工労働観光課 | 旭川市永山6条19丁目1番1号 URL: http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0166(46)5938 |
| 留萌振興局 商工労働観光課 | 留萌市住之江町2丁目1-2 | 0164(42)8440 |

| | | |
|---------------------------|--|--------------|
| | URL: http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ | |
| 宗谷総合振興局 商工労働観光課 | 稚内市末広4丁目2-27 URL: http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0162(33)2528 |
| 林ノッ総合振興局 商工労働観光課 | 網走市北7条西3丁目 URL: http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm | 0152(41)0635 |
| 胆振総合振興局 商工労働観光課 | 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル URL: http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0143(24)9588 |
| 日高振興局 商工労働観光課 | 浦河郡浦河町栄丘東通56号 URL: http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0146(22)9281 |
| 十勝総合振興局 商工労働観光課 | 帯広市東3条南3丁目 URL: http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0155(27)8537 |
| 釧路総合振興局 商工労働観光課 | 釧路市浦見2丁目2番54号 URL: http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0154(43)9181 |
| 根室振興局 商工労働観光課 | 根室市常盤町3丁目28番地 URL: http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ | 0153(24)5619 |
| 公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター | 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 URL: http://www.hsc.or.jp/ | 011(232)2001 |
| 道南支部 | 函館市桔梗町379番地 北海道立工業技術センター 内 | 0138(82)9089 |
| 道東支部 | 帯広市西2条北2丁目23番地 十勝産業振興センター 内 | 0155(38)8850 |
| 道北支部 | 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター内 | 0166(68)2750 |
| 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 | 札幌市北区北19条西11丁目 URL: http://www.hro.or.jp/ | 011(747)2321 |
| ものづくり支援センター・ 工業試験場 | 札幌市北区北19条西11丁目 URL: http://www.iri.hro.or.jp/ | 011(747)2345 |
| 食品加工研究センター | 江別市文京台緑町589番地4 URL: http://www.food.hro.or.jp/ | 011(387)4111 |

■ 地域産業支援機関

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------------|--|--------------|
| 公益財団法人 函館地域産業振興財団 | 函館市桔梗町379 URL: http://www.techakodate.or.jp/ | 0138(34)2600 |
| 公益財団法人 室蘭テクノセンター | 室蘭市東町4丁目28-1 URL: http://www.murotech.or.jp/ | 0143(45)1188 |
| 一般財団法人 旭川産業創造プラザ | 旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 URL: http://www.arc-net.co.jp/ | 0166(68)2820 |
| 一般社団法人 北見工業技術センター運営協会 | 北見市東三輪5丁目1-4 URL: http://www1.kitami-itc.or.jp/ | 0157(31)2705 |
| 公益財団法人 とかち財団 | 帯広市西2条北2丁目23-9 URL: http://www.tokachi-zaidan.jp/ | 0155(38)8850 |
| 公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター | 釧路市鳥取南7丁目2番23号 URL: http://www.senkon-itc.jp/ | 0154(55)5121 |

■ 道内の高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校

| 学院名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|--|--------------|
| 札幌学院 | 札幌市東区北27条東16丁目1番1号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sps/ | 011(781)5541 |
| 函館学院 | 函館市桔梗町435番地 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/hks/ | 0138(47)1121 |
| 旭川学院 | 旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ahs/ | 0166(65)6667 |
| 稚内分校 | 稚内市末広4丁目2番27号(宗谷合同庁舎内) | 0162(33)2636 |
| 北見学院 | 北見市末広町356番地1 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kts/ | 0157(24)8024 |
| 室蘭学院 | 室蘭市東町3丁目1番11号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/mrs/ | 0143(44)3522 |
| 苫小牧学院 | 苫小牧市新開町4丁目6番10号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tms/ | 0144(55)7007 |
| 帯広学院 | 帯広市西24条北2丁目18番地1 | 0155(37)2319 |

| | | |
|------|--|--------------|
| | URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ois/ | |
| 釧路学院 | 釧路市大楽毛南1丁目2番51号 URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kss/ | 0154(57)8011 |
| 障害校 | 砂川市焼山60番 URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssk/ | 0125(52)2774 |

■その他関係機関

| 団体名 | 所在地 | 電話番号 |
|--|---|--|
| 北海道信用保証協会 | 札幌市中央区大通西14丁目1番地 URL : http://www.cgc-hokkaido.or.jp/ | 011(241)5554 |
| 北海道商工会連合会 | 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル URL : http://www.do-shokoren.com/ | 011(251)0102 |
| 北海道中小企業団体中央会 | 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル URL : http://www.h-chuokai.or.jp/ | 011(231)1919 |
| ジョブカフェ北海道 [地方拠点] ジョブカフェ・ジョブサロン函館 ジョブカフェ・ジョブサロン旭川 ジョブカフェ・ジョブサロン釧路 ジョブカフェ・ジョブサロン帯広 ジョブカフェ・ジョブサロン北見 | 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル7F URL : http://www.jobcafe-h.jp/ 函館市大森町2番14号 サ・リール函館2階 旭川市6条通4丁目 旭川市勤労者福祉会館内 釧路市錦町2-4 釧路フィッシャーマンズワーフM002階(EGG側) 帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅エスタ東館2階 北見市北2条西3丁目アップビル1階 ジョブサポートきたみ内 | 011(209)4510 0138(23)9960 0166(26)8808 0154(24)2122 0155(26)2130 0157(25)1544 |
| 北海道職業能力開発協会 | 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 URL : http://www.h-syokunou.or.jp/ | 011(825)2385 |
| (財)電源地域振興センター 販売支援部販売支援課 | 東京都中央区日本橋堀留町2丁目3-3 堀留中央ビル7階 URL : http://www2.dengen.or.jp/ | 03(6372)7311 |
| (一社)北海道産炭地域振興センター | 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階 URL : http://www.santan.jp/ | 011(210)0130 |